

東北中学校体育連盟 規約

✱ ✱



令和 7 年度版

東北中学校体育連盟

「 開 催 基 準 目 次 」

・ 規約 ， 専門部細則	No. 1～ 2
・ 開催基準	No. 3～ 8
・ 開催基準付則資料	No. 9～13
・ 大会役員編成基準	No.14
・ 東北ブロック大会 出場枠	No.15
・ 東北大会開催ローテーション	No.16
・ 大会要項作成マニュアル	No.17～20
・ 予算書・決算書様式	No.21～23
・ 複数校合同チームの参加	No.24～26
・ 引率・監督細則・特例	No.27～33
・ 過年齢生徒に関わる対応	No.34
・ 個人情報保護方針	No.35
・ 災害緊急時対応要項	No.36～38
・ 熱中症予防対策ガイドライン	No.39～40
・ 各県大会未実施等の取扱 等	No.41～42
・ 大会参加者の宿泊について	No.43
・ 改善の趣旨及び提案・要望の確認事項	No.44
・ 東北大会実行委員会会則（様式）	No.45～47
・ 写真事業者の選手撮影許可要項	No.48～49
・ 共催及び後援名義取扱い規程	No.50～53
・ 加盟基準	No.54～56
・ 認定大会制度	No.57～60

◆ 東北中学校体育連盟規約 ◆

- 第 1 条 本連盟は東北中学校体育連盟と称し、事務局を会長が指定した場所に置く。
- 第 2 条 本連盟は東北六県の中学校体育連盟をもって結成する。
- 第 3 条 本連盟は東北六県の中学校体育連盟の連絡提携により中学校における体育の普及発展を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本連盟はその目的を達成するために、次の事業を行う。
 1 中学校体育に関する研究並びに連絡協議
 2 体育行事の開催
 3 その他、本連盟の目的を達成するために必要な事項
- 第 5 条 本連盟には次の役員を置く。
 1. 会 長 1 名 4. 理事長 1 名
 2. 副会長 6 名（各県 1 名） 5. 会 計 1 名
 3. 理 事 12 名（各県 2 名） 6. 監 事 2 名
- 第 6 条 会長、副会長は役員会において選出する。
- 第 7 条 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。
- 第 8 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。（筆頭副会長制をとる。）
- 第 9 条 理事は単位連盟の理事長・事務局長の 2 名とし、理事会を構成、会務を処理する。
- 第 10 条 理事長は理事の互選とし、会務を執行する。
- 第 11 条 会計は理事の中から選出し、会計業務を掌る。
- 第 12 条 監事は役員会において選出し、会計監査をする。
- 第 13 条 本連盟に顧問をおくことが出来る。
 顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。
- 第 14 条 役員の任期は 1 年とし、重任を妨げない。補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 15 条 役員会は本連盟の最高議決機関であり、会長、副会長、理事を持って構成し、次の事項を決議する。
 1. 分担金並びに予算、決算について
 2. 役員の改選について
 3. 事業について
 4. 規約改正について
 5. その他連盟の運営について
- 第 16 条 役員会は会長が招集する。但し会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
- 第 17 条 理事会は会長が招集し、各県間の調整その他緊急事項等を審議する。
- 第 18 条 本連盟は専門部を設け、細則は別に定める。
- 第 19 条 本連盟に要する経費は次の掲げるもので支弁する。
 1. 分担金
 2. 寄付金並びに補助金
- 第 20 条 本連盟の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。
- 第 21 条 本規約は役員会の決議がなければ変更できない。
- 第 22 条 本規約に定める外、必要な細則は別に定めることができる。
- 第 23 条 本規約は昭和 30 年 4 月 1 日から執行する。

付 則		
昭和 42 年	5 月 28 日	一部改正
昭和 44 年	5 月 24 日	一部改正
昭和 45 年	4 月 27 日	一部改正
昭和 46 年	9 月 2 日	一部改正
昭和 53 年	4 月 1 日	一部改正
昭和 55 年	11 月 4 日	一部改正
平成 6 年	10 月 11 日	一部改正
平成 8 年	5 月 23 日	一部改正
平成 15 年	5 月 12 日	一部改正
平成 16 年	5 月 10 日	一部改正

◆ 東北中学校体育連盟専門部細則 ◆

- 第 1 条 この細則は、東北中学校体育連盟規約第18条に基づき定めるものとする。
- 第 2 条 下記の専門部をおく。
陸上競技 水泳競技 バスケットボール サッカー ハンドボール
軟式野球 体操競技 新体操 バレーボール ソフトテニス 卓球
バドミントン ソフトボール 柔道 剣道 相撲 スキー スケート
- 第 3 条 専門部は次のことを行う。
1. 当該部の企画運営にあたる。
2. 東北大会種目別競技大会の運営にあたる。
3. 専門的事項について会長に対し意見を具申することができる。
4. 必要に応じ、関係競技団体との連絡調整にあたる。
- 第 4 条 専門部に次の役員を置く。
部 会 長 1 名 (東北開催県部会長), 副部会長 5 名
委 員 長 1 名, 副委員長 5 名
(各専門部：各県種目每部会長 1 名・委員長 1 名)
- 第 5 条 部会長、副部会長、委員長、副委員長は会長が委嘱する。
部会長は専門部会の最高責任者として運営面を代表し、委員長は専門部会の実務面を代表する。
- 第 6 条 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を代行する。
また、副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。
- 第 7 条 部会長会や委員長会は会長が招集し、必要事項について審議する。
- 第 8 条 専門部総会は会長が招集する。
- 第 9 条 専門部総会の審議事項は理事会、役員会の承認を経て執行される。
- 第 10 条 役員任期は 1 年とする。ただし、重任は妨げない。
- 第 11 条 この細則は役員会の議決がなければ変更することができない。
- 第 12 条 この細則は昭和 55 年 11 月 4 日より施行する。

付 則		
昭和 62 年	6 月 21 日	一部改正
平成 元年	5 月 30 日	一部改正
平成 4 年	5 月 25 日	一部改正
平成 4 年	9 月 25 日	一部改正
平成 6 年	10 月 11 日	一部改正
平成 16 年	5 月 10 日	一部改正
平成 27 年	2 月 19 日	一部改正

東北中学校体育大会開催基準

東北中学校体育連盟

1 目 的

東北中学校体育大会は、中学校教育の一環として中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身共に健康な中学校生徒を育成するとともに、東北の中学校生徒相互の親睦を図るものである。

2 主 催

- (1) 東北中学校体育連盟
- (2) 東北関係競技団体
- (3) 開催県教育委員会
- (4) 開催市町村教育委員会

※「児童・生徒の運動競技に関する基準（平成13.3.30 12体課協第13号）」による。

3 後 援

- (1) 東北地区中学校長会、開催県中学校長会
- (2) 開催県以外の県教育委員会
- (3) 開催県体育(スポーツ)協会
- (4) 開催地市町村
- (5) 競技種目の事情によるが、教育的配慮によって後援を依頼する。
(市町村競技団体、報道機関など)

4 大会の主管

- (1) 開催県中学校体育連盟
- (2) 開催県当該種目競技団体
- (3) その他、必要に応じて開催市町村中体連・開催市町村競技団体等を入れることができる。

5 開催種目

陸上競技、水泳競技、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操競技、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、スキー、スケート・アイスホッケー
但し、駅伝は陸上競技の一種目とするが、開催地・開催期日については別種目扱いとする。

6 開催期日・期間

夏季大会は、8月1日～8月10日の間に開催することを原則とする。
但し、冬季大会（スキー、スケート・アイスホッケー、駅伝）は別に定める。
尚、期間については監督会議、開会式も含め原則として3日以内とする。

7 参加資格

- (1) 学校教育法第1条に定める中学校^{*}に在籍し、各県中学校体育連盟加盟校に在籍する生徒で、競技要項により大会参加資格を得、校長が参加を認めた者。また、チーム編成については単独校（アイスホッケーを除く）による男女別（野球・サッカーを除く）とする。
※本連盟では、「中学校」とは中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部とする。
- (2) 同一年度内の参加者は、全種目を通じて一人1種目とする。
但し、スキー、スケート・アイスホッケー、駅伝については、特例として兼ねることを認める。
- (3) チーム編成については学校単位とするが、団体種目において単独チーム編成困難校については、「救済措置」の趣旨から別紙「合同チーム参加細則」に基づき複数校合同チームの参加特例を認める。
- (4) 過年齢生徒の参加については、体力的、技術的要因が大きく関わると考え、満16歳に達する年度まで出場できるものとする。また、学年指定種目については該当年齢とする。
- (5) 参加資格の特例(各種学校等)
 - ①学校教育法第134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、各県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
 - ②参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - ア 東北大会の参加を認める条件

- (ア) 東北中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- (イ) 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
- (ウ) 参加を希望する学校は、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該顧問教員の指導のもとに適切に行われていること。
- イ 東北大会に参加した場合に守るべき条件
 - (ア) 東北大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - (イ) 東北大会参加に際しては、責任ある当該校校長・教員・部活動指導員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - (ウ) 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。
- (6) 参加資格の特例（地域クラブ活動に所属する中学生）
 - ①地域クラブ活動に所属し、各県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
 - ②東北大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
 - ア 東北大会の参加を認める条件
 - (ア) 東北中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - (イ) 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。
 - (ウ) 地域クラブ活動にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (エ) 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - (オ) 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは各県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で各県中学校体育連盟に登録していること。
 - (カ) 各県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - (キ) 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
 - イ 東北大会に参加した場合に守るべき条件
 - (ア) 東北大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - (イ) 東北大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - (ウ) 東北大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
 - (エ) 団体競技（種目）における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。
 - ウ チーム編成の条件（東北中体連独自の取決め）

団体競技（種目）に参加する際は、同一県内中学校に在籍する選手でチームを編成することとし、県境を越えたチーム編成は認めない。
 - エ 参加を認めない場合

本大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

 - ※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。
 - ※2 上記特例については、専門部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。
 - ※3 上記特例については、今後も検討を続けていく。
- (7) 拠点校部活動の参加

現行の（公財）日本中学校体育連盟「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程」の範囲内を原則とし、各県中学校体育連盟に承認され、東北大会出場権を得たチームについては参加を認める。
- 8 引率者および監督等
 - (1) 学校においては、引率者および監督は出場校の校長・教員（非常勤は除く）・部活動指導員とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要綱のもと、以下の条件を満たしていなければならない。また、中学校体育連盟が主催する大会（予選を含む）で登録できる学校は1校のみであること。
 - ①満20歳以上であること。
 - ②主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。

③ 次のいずれかに当てはまる者とする。

ア 教育職員免許法に基づく免許を有する者。

イ 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格を有する者。

ウ 自治体（含む教育委員会）、体育（スポーツ）協会、中学校体育連盟のいずれかが主催する研修会を受講している者。

※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。

- (2) 外部・校外コーチは、校長が認めた者とする。ただし、中学校教職員・校長・部活動指導員・が他校の外部・校外コーチとしてベンチに入することは認めない。マネージャーは出場校の教員または生徒とする。

また、同一人が複数校の外部・校外コーチにはなれない。（水泳競技、体操競技、新体操、卓球〈アドバイザー〉、スケート、スキー、アイスホッケーは、下線部省く。）

※外部コーチ…校長が学校部活動の指導者として承認した者で、日常的に学校部活動の指導に当たっている者。

※校外コーチ…クラブ・道場などの指導に当たっている者。

- (3) その他の団体においては、同一競技内において、中学校体育連盟が主催する大会（予選を含む）で監督、コーチとして登録できるチームは1校（チーム）のみであること。
- (4) 本大会に出場するチーム・選手の引率者・監督・コーチ・トレーナー等は、運動部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。また、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。また、地域クラブ活動においても指導者に暴力等がないことを代表者が確認して、大会申込書を作成すること。何らかの形で虚偽や暴力等の事実が判明した場合は参加を認めない。
- (5) 当該校に部活動がない個人種目については別紙「東北中学校体育大会引率・監督細則」に基づき特例を認める。なお、アイスホッケーの選抜チームは引率の特例を認める。
- (6) コーチ確認書（校長承認書）の提出については専門部の申し合わせ事項による。
- (7) 学校において、引率・監督について開催基準や引率細則に当てはまらない状況がある場合は所属県中体連が当該大会実行委員会へ相談すること。

9 大会開催地の決定

- (1) 「東北中学校体育大会の開催地ローテーション」（別紙）（以下大会開催地ローテーションという）によって、開催年度前年の10月までに会場を決定する。
- (2) 何らかの支障によって大会開催地ローテーションによる実施が難しいときは、開催年度前年の5月までに主管団体合議のもとに、他県と折衝の上、代替え地を決定する。この際、大会開催地ローテーションを大幅に変更することを避け、最小限度にとどめるものとする。
- (3) (2)によって変更がある場合、5月の役員会に上提し、承認を得るものとする。

10 大会要項の作成と配付

- (1) 大会要項の基本は、東北中学校体育連盟（以下東北中体連）と東北種目別競技団体で協議し、5月の役員会で決定する。
- (2) 大会要項については、以下の手順で審議され決定する。
- ① 9月初旬―大会運営の反省と次年度への課題・要望
(種目開催県委員長、東北委員長提出)
 - ② 9月中旬―理事会で大会・委員長会議の反省等を整理（提案事項のまとめ）
 - ③ 10月中旬―東北役員会で協議（役員会後委員長へ連絡）
 - ④ 2月下旬―冬季大会と駅伝の大会運営の反省と次年度への課題・要望
(種目開催県委員長、東北委員長提出)
次年度大会要項（第1次案）協議（役員会後委員長へ連絡）
 - ⑤ 5月下旬―役員会で決定
- ※東北大会の出場枠・日程・競技方法の変更の要望がある場合は、夏季大会については9月初旬の大会運営の反省と次年度への課題・要望で提出する。冬季大会については、2月下旬の大会運営の反省と次年度への課題・要望で提出する。
- 原則として、規模の拡大は認めない。→ 別紙 改善の趣旨及び提案・要望事項参照。
- (3) 大会要項の基本により、実行委員会で細目（宿泊要項・申込書等）を決定し、下記送信先に各様式のデータを送信する（遅くとも大会1ヶ月前までに送信）。同時に開催県中体連HPへの掲載も行う。

送信先：各県中体連事務局・各県専門部委員長

①各県中体連事務局は自県開催種目の大会（宿泊）要項・申込書等を自県中体連HPへ掲載すること。また、主催・後援団体への提出は必要に応じて印刷し、対応する。

②各県専門部委員長は、参加チーム等へ各種様式をHPよりダウンロードして申込等を行う

ことを周知する。

- (4) 大会要項の項目は別紙「大会要項記載内容」による。（「大会要項作成マニュアル」参照）
- (5) 大会プログラムは完成しだい、各県中体連事務局へ3部提出する。

11 大会役員・競技役員

- (1) 大会役員は別紙「大会役員編成基準表」による。
- (2) 大会役員の委嘱は、東北中体連会長、東北競技団体会長名連記のもので委嘱する。
委嘱状の作成、発送は実行委員会で行う。
- (3) 競技役員の編成は、実行委員会会長名で委嘱する。委嘱状の作成、発送は実行委員会で行う。
- (4) 上記(2)・(3)にかかる事務の簡素化を図るため、東北中体連専門部委員長・副委員長を除く開催県以外の役員（東北中体連会長、東北中体連副会長、開催県以外の専門部会長、東北中体連理事長、開催県以外の中体連理事長）に対する委嘱状の発送は省略する。

12 実行委員会の設置

- (1) 大会の運営を円滑にするために、開催地の県・市町村教育委員会関係者と主管団体関係者により、競技種目ごとに実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会は、事務局を設ける。
- (3) 実行委員会は、主催団体と協議の上、次の事項を行う。
 - ① 実行委員会規定の制定と執行。
 - ② 大会運営の予算編成・執行・決算。
(決算書については大会終了後速やかに開催県中体連事務局に提出。※監査印のある決算書)
 - ③ プログラムの編成と配布。（A4版が望ましい。）
 - ④ 競技会会場の設定。
 - ⑤ 式典の方法の決定。
 - ⑥ 宿舍の斡旋と宿泊料金の決定。
 - ⑦ 報告書の作成。
 - ⑧ その他、主催者が必要とする事項。
- (4) 実行委員会の印及び競技団体の印がある専門部は、5月の専門部総会にて引き継ぐこととする。

13 表彰

- (1) 入賞チーム、入賞者には、東北中体連会長・東北競技団体会長の連名による賞状を授与する。
特に、団体競技における1位～3位チームには、メンバー全員にも賞状（個人賞）を授与することができる。（リレー種目を含む）※地域クラブ活動については「クラブ名」での表彰とする。
なお、個人種目に関しては、最大8位まで表彰することができる。
但し、駅伝は団体は6位、個人は区間1位のみとする。
- (2) 優勝旗、優勝杯、賞品など
 - ① 優勝チームには、東北中体連優勝杯（旗）を授与することができる。優勝杯（旗）は持ち回り制により1年間の保有とし、次年度の大会において返還する。
東北中体連としてのレプリカはなし。（実行委員会準備はなし）
 - ② 共催する東北競技団体の授与する優勝杯（旗）がある場合も、上記による。
 - ③ 賞品に類するものは一切与えない。
但し、競技団体からの寄贈についてはその限りではない。
 - ④ 賞状は実行委員会で作成すること。賞状には「中学校」をあらかじめ印刷で入れない。
中等教育学校や地域クラブの場合があるため。（後述（写真）を参照）
東北中学校体育連盟の「と」のロゴを必ず入れること。色はブルー（表紙参照）
実行委員会が準備すること。

14 参加申込

- (1) 各種目別大会要項の規定により、参加資格を有する者、またはチームは所定の参加申込書に校長（代表責任者）の記名押印し、所定の期日までに申込書送付先に送付する。
※校長（代表責任者）の記名押印した原本をPDF化（ただし、フルカラー、300dpi以上に限る）したものを原本として認める。（事情が種目毎に違うので各実行委員会の指示に従うこと）
※実行委員会は事情に応じて原本提出の形式を明記すること。
- (2) 申込書には中体連会長印の欄は設けない。ただし、アイスホッケーの混成チームは除く。
- (3) 申込に使用する漢字は原則として常用漢字・人名用漢字とし、プログラム掲載も同様とする。
ただし、それ以外の漢字の使用を特に希望する場合は実行委員会へ相談すること。
※個別に相談があった場合は「外字登録用紙」にて申請してもらい、可能な範囲で対応する。
- (4) 東北中学校体育連盟では申込書に記載する、選手氏名・学校（チーム）名・学年等の情報は本大会プログラム等へ掲載し広く公表するとともに、大会結果集約に利用する。また、成績につい

ては報道発表並びにホームページに掲載する。申込書に記載する情報の利用について同意が得られない等、事情がある場合は各県中学校体育連盟を通して東北中学校体育連盟及び開催県実行委員会と連絡をとり適切に対処する。特に申し出がない場合は上記内容を承諾したものとする。

- (5) 大会出場者の宿泊については、必ず宿泊要項にある指定業者を通して申し込むこと。

参加申込書下段に下記の文面を入れること。

「() 大会出場者(引率者・監督・コーチ・選手・マネージャー)の宿泊については、指定業者を通して申し込みます。

() 今回は宿泊を行わずに大会に参加します。いずれか一方に○を入れてください。」

- (6) 参加申込書の引率及び監督の部分に以下のような欄を挿入し、「校長・教員」「部活動指導員」かが分かるようにすること。※地域クラブ活動(その他)においては「代表責任者」か「指導者」

引率責任者	学 校【校長・教員・部活動指導員】 その他【代表責任者・指導者】 (いずれかに○を付けること)
監 督	学 校【校長・教員・部活動指導員】 その他【代表責任者・指導者】 (いずれかに○を付けること)

- (7) 申込書の様式は極力 E x c e l データとし(必須ではない)、プログラム印刷に活用しやすい形式を準備する。

15 参加料

- (1) 参加料は参加選手一人につき 2, 0 0 0 円とする。

- (2) 参加申込後の出場辞退や欠場の場合における参加料の返金を行わない。

※参加料には、参加料の他、熱中症対策費やアスリートビブス代、プログラム事前購入代など、大会参加に係る経費全般を含む。なお、アスリートビブスやプログラムなど準備済の物に関しては欠場した選手(チーム)に送付すること。

16 大会の経費

- (1) 大会の準備並びに運営のための経費は、開催地の県・市町村教育委員会の共催負担金(補助金)、東北中体連負担金(5万円/平成8年度より、スキーは1種目10万円/平成26年度より)、東北競技団体負担金、開催地の県中体連助成金、寄付金、参加料(2, 0 0 0 円 平成24年より)雑収入等でまかなう。

- ①開催県・・・共催負担金(補助金)
- ②開催市町村・・・共催負担金(補助金)
- ③東北中体連・・・負担金(5万)※スキーのみ1種目10万
- ④開催県中体連・・・助成金
- ⑤東北競技団体・・・負担金
- ⑥参加料・・・2, 0 0 0 円

- (2) 共催負担金(補助金)の申請は、開催地の県中体連が行う。

- (3) 質素な大会運営を心がけ、経費が多くなならないよう配慮すること。

17 開・閉会式

- (1) 「東北中学校体育大会開催基準付則資料3」を参考に、開閉会式を実行委員会の役員が行う。

- (2) 各県中体連事務局が東北中体連事務局と式典参加者等の詳細な打合せを行い(7月上旬)当日も出席し式典をサポートすること。

18 大会の中止

- (1) 大会会期前(期間中)の大会中止判断に係る参集範囲

大会までの期間		参集範囲
ア	会期2週間前まで	・東北中体連会長・副会長・各県理事長 (東北中体連役員会参集範囲に準ずる) ・実行委員会会長(県専門部会長)・同委員長(県専門部委員長)
イ	会期2週間前から 会期前日・当日	・開催県中体連会長・事務局 ・実行委員会会長・同副会長・同委員長

(2)大会中止となった場合の参加料の取扱

- ①参加料は原則返金とする。ただし場合によっては一部返金，または返金しない可能性もある。
- ②大会開催準備に係る経費等で既に支出がある場合は，その経費を算出し，差額分を参加者へ返金する。

(3)自然災害や感染症等により、大会が実施されなかった際の全国大会出場チーム（選手）の決定方法については別に定める。・・・各競技で内規として決定しておく。

(4)自然災害等により、緊急的な対応が想定される場合の連絡手段は「●●●」を用いて行う。

「●●●」に入る例：A県中体連HP、B県口競技専門部HP、無料連絡アプリ「△△」等

・・・開催県実行委員会の実情に応じて準備し、参加者にアナウンスを行うこと。

19 大会終了後の報告

(1) 大会終了後報告関係（大会成績及び事業報告書）

- ① 東北中体連事務局へ大会成績（氏名・学校（チーム）名と県名も入れること）を終了次第すぐにメールで送る。【E-mail mctr-j4560@ac.auone-net.jp】
- ② 入賞者への表彰状の原本 1部（PDFデータでの提出も可）
- ③ 共催・後援に関しては大会成績と事業報告書を県中体連事務局と確認して礼状とともに提出。
- ④ その他事前に実行委員会で大会要項送付宛と同じところに，1部送付。
- ⑤ 各県中体連事務局へ大会成績を1部送付。（データ送信可）

(2) 礼状（鑑一枚と大会成績程度）

- ① 共催・後援には上記報告書とともに送付。
- ② 関係機関には実行委員会より大会成績とともに送る。

(3)大会決算書

各実行委員会において監査を行い、開催県中体連事務局と東北中体連事務局にコピーを送付する。
※夏季大会は大会終了後一ヶ月を目処に。 ※駅伝、冬季大会は監査終了次第

20 その他

(1) 共催依頼について

- ① 県教育委員会への共催の申請は東北中体連事務局が作成し、各県中体連事務局が一括して行う。
- ② 市町村教育委員会への共催の申請は東北中体連事務局が作成し、各開催市町村中体連が一括して行う。

(2) 後援依頼について

- ① 東北地区中学校長会への後援の申請は、東北中学校体育連盟事務局が行う。
- ② 市町村教育委員会への後援の申請は各開催市町村中体連が一括して行う。
- ③ その他の団体・機関への後援の申請は実行委員会が行う。

(3) 観戦者における競技会場内、または応援席や駐車場等、会場周辺の事故、破損等については、大会主催者や施設管理者は一切責任を負わない。一切の事故は自己責任であることを理解した上で観戦するものとする。

※「会場周辺の事故」には、競技中のボール等の用具が車や人に直撃した場合や、風や雪、雷等、天候の影響で起こった場合も含む。

(4) 大会期間中の負傷、疾病については、応急処置のみ実施する。学校においては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの定めを適用し、地域クラブ活動においては、当該クラブ代表者の責任のもと加入している傷害保険等の定めを適用する。なお、大会参加者は健康保険証（マイナンバーカード等）を持参することが望ましい。

※（4）のマイナンバーカードの持参について、マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたものやその印刷物、資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関・薬局に提示しても保険診療・保険調剤は受けられる。（令和6年3月1日 厚労省文書）

《東北中学校体育大会開催基準付則資料》（例）

1 実行委員会構成員 ※開催地の事情による

- ・実行委員会 会長・・・開催県 専門部会長
- ・実行委員会 副会長・・・開催県 専門部副会長
- ・実行委員会 委員長・・・開催県 専門部委員長
- ・実行委員会 副委員長・・・開催県 専門部副委員長・その他
競技団体 理事長
- ・実行委員・・・・・・開催県 専門委員・その他

2 実行委員会文書関係

- ・実行委員委嘱・主催共催依頼・後援依頼・共催負担金（補助金）申請・大会役員委嘱
- ・開会式案内

（1）実行委員会発足と委嘱状の発送（開催県専門部で発送）

事 項	内 容	発 送 関 係
東北大会実行委員会設立総会	実行委員会メンバー決定	派遣依頼は、県中体連会長と専門部会長の連記
	実行委員会役員委嘱状発送	上記と同じ
第1回東北大会実行委員会 第2回 〃	事日程・予算案作成等	派遣依頼は、東北大会実行委員会会長名 印は、前年度開催県から引き継ぐ。

（2）主催・共催、後援依頼（文書）

- ・主催依頼（共催）
 - ① 東北中学校体育連盟 会長・・・・・・発送必要なし
 - ② 東北種目別競技団体 会長・・・・・・実行委員会で
 - ③ 開催県教育委員会 教育長・・・・・・開催県中体連で
 - ④ 開催市町村教育委員会 教育長・・・開催市町村中体連で
- ・後援依頼
 - ① 東北地区中学校長 会長・・・・・・東北中体連事務局で
 - ② 開催県中学校長 会長・・・・・・開催県中体連で
 - ③ 開催県以外の県教育委員会・・・・・・開催県中体連が開催県へ後援依頼するときに他県分も一括で行う
 - ④ 開催市町村・・・・・・開催市町村中体連で
 - ⑤ 体協（県・市）・・・・・・開催県・市中体連で
 - ⑥ 報道機関・・・・・・実行委員会で
 - ⑦ 共同通信社仙台支社・・・・・・東北中体連事務局で
- ・主催、後援報告、御礼
 - ① 鑑 ・・・・主催、共催、後援
 - ② 大会報告書・・・・主催、共催、後援
 - ③ 大会決算書・・・・主催、共催
 - ④ 礼 状 ・・・・主催、共催、後援、他団体
 - ⑤ 大会記録 ・・・・主催、共催、後援、他団体

発送は、上記担当者が行うこと。

（3）共催負担金（補助金）申請

- ① 東北中体連負担金（5万）スキー（1種目10万）・・・・申請なし
東北中体連――→開催県中体連――→実行委員会
- ② 開催県中体連助成金（開催県による）・・・・・・申請なし
開催県中体連――→実行委員会

- ③ 開催県補助金・・・・・・開催県教育委員会 教育長・・・・・・県中体連で
※予算書必要
開催県教育委員会――→開催県中体連――→実行委員会
- ④ 開催市町村補助金（開催市町村による）・・開催市町村 教育長・開催市中体連で
※予算書必要
開催市町村教育委員会――→開催市中体連――→実行委員会
- ⑤ 東北競技団体負担金（競技別）・・・・連盟・協会に従った手続き
東北競技団体――→実行委員会
- ⑥ 寄付金・雑収入 関係機関 ―――→実行委員会

- (4) 大会役員委嘱 (実行委員会が行う。) ○・・・必要
△・・・各県の中体連事務局に確認
×・・・不要

※委嘱は東北中体連会長と東北競技団体長の連記で。
(開催県中体連会長と実行委員会長の連記でも可)※

- | | | |
|----------|----------------|--------------------------------|
| ① 名誉会長 | 開催県教育委員会教育長 | ○ (注：県指導主事経由) |
| ② 名誉副会長 | 東北競技団体会長 | ○ |
| ③ 会 長 | 東北中体連会長 | × ・・・・必要なし |
| ④ 副会長 | 開催県中体連会長 | × ・・・・必要なし |
| | 開催県競技団体会長 | ○ |
| | 開催県教育委員会主管課長 | ○ (注：市町村指導主事経由) |
| | 市町村教育委員会教育長 | ○ (注：市町村指導主事経由) |
| | 東北中体連副会長 | × ・・・・必要なし |
| | 開催県専門部会長 | ○ |
| ⑤ 名誉顧問 | 開催県知事 | ○ (注：県指導主事経由) |
| | 開催市町村長 | ○ (注：市町村指導主事経由) |
| ⑥ 顧 問 | 東北地区中学校長会長 | × ・・・・東北事務局 |
| | 開催県以外の教育長 | × (注：県指導主事へ連絡確認、必要な時は各県中体連が送る) |
| | 東北競技団体副会長 | ○ |
| | 開催県以外の競技団体会長 | ○ |
| | 開催県校長会長 | ○ |
| | 開催県の実情に応じた関係者 | ○ |
| ⑦ 参 与 | 開催県競技団体役員 | ○ |
| | 開催県以外の専門部会長 | × ・・・・必要なし |
| ⑧ 大会委員長 | 東北中体連 理事長 | × ・・・・必要なし |
| ⑨ 大会副委員長 | 開催県中体連 理事長 | ○ |
| | 東北競技団体理事長 | ○ |
| | 開催県競技団体理事長 | ○ |
| | 東北中体連専門部委員長 | ○ |
| | 開催県教育委员会主任指導主事 | ○ |
| | 開催県専門部委員長 | ○ |
| ⑩ 大会委員 | 開催県以外の中体連理事長 | × ・・・・必要なし |
| | 東北中体連事務局長 | × ・・・・必要なし |
| | 開催県以外の競技団体理事長 | ○ |

東北中体連専門部副委員長 ○
 開催県教育委員会指導主事 ○
 開催県中体連専門委員 ○

⑪ その他役職 会計等・監査 ○

(5) 開会式案内 (実行委員会が行う) 東北中体連会長と東北競技団体長の連記で

【案内状発送先】…開会式1ヶ月前には案内状を出す。

① 名誉会長 注：知事・市町村長・県教育長・市町村教育長には、
 ② 名誉副会長 主管教育委員会指導主事経由
 ③ 会長
 ④ 副会長 注：各県、開催地の実情に合わせて発送を簡略しても
 ⑤ 名誉顧問 よい
 ⑥ 顧問
 ⑦ 参 与

【あいさつ依頼】…開会式でのあいさつを依頼する方へは、案内状の文書内に記す。

3 開 会 式 ※簡略化し、当日参加できる範囲の参加選手（チーム）のみで実施してもよい。
また、実施しなくともよい。

(1) 開会式次第【例】 ※このとおりでなくてよい。

① 開会宣言 開催県の事情による
 ② 優勝旗・優勝杯返還と授与
 ③ 挨拶 東北中体連会長（代理 開催県会長）
 東北競技団体会長
 開催県（市町村）教育委員会教育長 : なるべく1回で
 開催県知事（市町村長） : なるべく1回で
 ④ 祝 辞 開催地選手代表
 ⑤ 選手宣誓 開催県の事情による
 ⑥ 閉式宣言

※ なるべく簡略化の方向で（挨拶）プログラム内挨拶に代える。

※ 開会式が長時間に及ぶ場合は、選手を座らせる等の配慮。

※ 国旗・県旗・市町村旗・東北中体連旗・東北競技団体旗は掲揚しておく。

※ 生徒による「歓迎の言葉」はなくてもよい。

(2) 開会式座席（H29年度より変更）【例】

県実行 県専門 県競技 県
 委員会他 審判長 委員長 理事長 理事長

東北競技 東北県 県専門 東北 東北 東北
 理事長 理事長 部会長 副会長 競長 会長

知 市 顧 参
 事 長 問 与

主催者(実行委員会+生徒代表)

演 台

来 賓

前（選手が並ぶ方）

- 1 席次は大会役員同様、県中体連事務局に確認し当日も対応してもらうこと。
 - 2 あいさつをする人が主催者側、来賓側いずれも演台に近いところに座ること。
 - 3 各県の実情によるが、東北中体連会長は主催者側に必ず入れること。
 - 4 来賓は地方自治体、教育委員会、関係機関（校長会・行政関係・警察など）
- ※注 会場によって上座の位置が異なり、主催・来賓席が左右変わる場合がある
 あるので、会場で確認すること。（基本は、正面に向かって右が来賓）

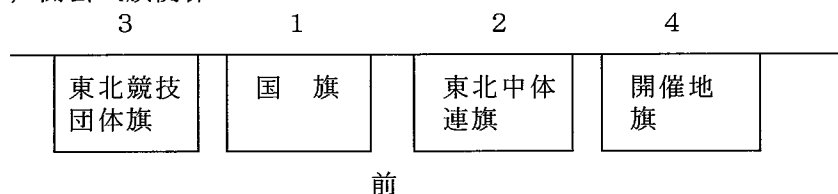
①入り口の近い方(行進が始まる方)が「下」、奥が「上」。

②入り口の方角等がなければ、正面に向かって右が来賓、左が主催者。

③全体のバランス(左右、前後の列等)を整える。

例：来賓が一人の場合には各県専門委員長や東北中体連事務局長等を移動させる。

(3) 開会式旗関係



【旗の数が奇数の場合】

- 4・2・1・3・5
とすること。(5枚の場合)
- 1 国旗
 - 2 東北中体連旗
 - 3 東北競技団体旗
 - 4 県旗
 - 5 開催地旗 など

※注 会場によって上座の位置が異なり、旗の位置が左右変わる場合があるので、会場で確認すること。(基本は、正面を向いて上座から1、2、3、4の順番で)

4 プログラム…完成次第、東北6県 各県中体連事務局へ3部、共同通信仙台支社編集部へ1部 発送すること。

(1) 表 紙 (作成全般にあたって、質素で華美にならないように)

- ① 大会名称
令和〇〇年度 東北中学校体育大会
第〇〇回 東北中学校サッカー大会
- ② 会 期
- ③ 会 場
- ④ 主催・主管・後援
- ⑤ 大会スローガン(必要に応じて)

(2) あいさつ

- ① 東北中体連会長
- ② 東北競技団体会長

(3) 祝 辞

- ① 開催県知事
- ② 開催市町村長

(4) 歓迎のことば

- ① 開催県教育長
- ② 開催郡市教育長
- ③ 開催地生徒代表

【原稿依頼】…開会式2ヶ月前には依頼状を出す。

1 依頼先

- ・東北中体連会長は6月3週目までに東北中体連から各県中体連事務局へ送付する。依頼文必要なし。
- ・東北競技団体会長は実行委員会が依頼する。
- ・県・市、教育委員会関係は各中体連事務局と相談の上、実行委員会が依頼する。

2 依頼内容

- ・提出期限(概ね1ヶ月前に設定)
- ・文字数(一人A4半分程度)
- ・写真の有無

(5) 開・閉会式次第

- (6) 大会役員 県中体連事務局と必ず確認すること
- (7) 競技役員 実行委員会を中心に決める。

(8) 大会要項(申込書不要)

(9) 大会日程・組み合わせ等(練習割り当て等)

(10) 選手紹介

(11) 会場図

- (12) 救急指定病院等 各中体連に確認して実行委員会が依頼すること

(13) 栄光の記録

- (14) 広告協賛関係 作成前に県中体連にも確認すること。

5 コーチのベンチ入りについて

外部コーチについては、東北中体連として国・県・市町村教育委員会の外部指導者の学校部活動配置状況をふまえ、外部コーチのベンチ入りについても積極的に認めてきた。その中で、外部コーチの解釈については、中学校教員・校長を含まないものと考えてきた。今後、「中学校教職員・校長が他校の外部・校外コーチとしてベンチに入ることは認めない」という文言を要項に明記する。

また、コーチの種類について、区別する必要があると考え以下のようにコーチを区別する。各専門部においては、大会要項の専門部申し合わせ事項に、以下のコーチ区別を記載の上、外部コーチ、校外コーチを限定明記して頂きたい。

要項内記載文章

外部・校外コーチは、校長が認めた者とする。ただし、中学校教職員・校長が他校の外部・校外コーチとしてベンチに入ることは認めない。マネージャーは出場校の教員または生徒とする。ただし、コーチについては以下の区別とする。

※外部コーチ…校長が学校部活動の指導者として承認した者で、日常的に学校部活動の指導に当たっている者（中学校教職員は含まない）
※校外コーチ…クラブ・道場などの指導に当たっている者

6 賞 状

賞状は右の資料を参考に各種目実行委員会が作成する。
賞状はA3・クリーム色とし、中央に「と」を青系色で入れる。
団体競技の個人賞に関しては競技専門部に一任する。
賞状には「中学校」はあらかじめ印刷で入れない。
※中等教育学校や地域クラブ等の場合があるため。

7 写真事業者の選手撮影許可について

写真事業者の選手撮影については別紙「写真事業者の選手撮影許可要項」に基づき、確実に手続きを行い、各県中体連（東北中体連会長及び副会長）より撮影許可を出すこと。開催県及び開催地実行委員会は撮影許可書を持たない写真事業者については撮影を認めないこと。

8 その他

報道機関への結果の報告は「共同通信仙台支社編集部」へメールまたはFAXで送る。（できればメール）

そこから各新聞社とNHK仙台放送局に配信される。報告の様式は、各実行委員会もしくは各専門部の様式による。

宛先 共同通信社 仙台支社 編集部 御中 E-mail: sendai.sd@kyodonews.jp
FAX: 0120-982-928 TEL: 022-711-2629
〒980-0022 仙台市青葉区五橋1-2-28



東北中学校体育大会 役員編成基準

No.	団 体 役 員	東 北		開催県				開催県以外			東北・県 中学校長会	その他
		中体連	競技団体	中体連	県	市町村	競技団体	中体連	県	競技団体		
1	名誉会長				教育長							野球:河北新報理事長
2	名誉副会長		会長									
3	会 長	会長										
4	副 会 長			会長			会長					
					教委 主管課長	教育長						
		副会長		専門部 部会長								
				地区中体連 会長等								野球:河北新報専務理事
5	名誉顧問				知事	市町村長						
6	顧 問										東北地区 中学校長会長	
									教育長			
			(副会長)							会長	開催県 中学校長会長	野球:河北新報評議員 サッカー:NHK開催地局長
7	参 与						役員	専門部 部会長				実情に応じた後援団体長
8	大会委員長	理事長										
9	大 会 副委員長			理事長								
			理事長				理事長					
		専門部 委員長			教委 主任指導主事							
				専門部 委員長								
10	委 員							理事長				
		事務局長			教委 指導主事					理事長		
								専門部 委員長				
		専門部 副委員長		専門部 委員								実情に応じた委員
11	監 査			専門部 副部会長								

東北ブロック大会 出場枠

種 目	各 県 出 場 枠 (基本枠数)	参 加 総 数	備 考 (追加枠数)	全中出場枠(参考)
陸 上 競 技	個人種目 男・女 1種目4名 リレー 男・女 各4チーム	男 17種目×4 女 14種目×4		
水 泳 競 技	標準記録を突破した個人およびチーム 各県上位4位の個人およびチーム			
バスケットボール	男・女 各2チーム	男女各12チーム		男女各2チーム
サ ッ カ ー	2チーム	12チーム		3チーム
ハンドボール	男・女 各2チーム	男女各12チーム		男女各2チーム
軟 式 野 球	2チーム	12チーム		3チーム
体 操 競 技	体操競技：団体 男・女 各2チーム	男女各12チーム		男女各2チーム
	：個人 男・女 各4名	男女各24名		男女各6名
	新体操：団体 男・女 各2チーム	男女各12チーム		女子3チーム
	：個人 男・女 各3名	男女各18名		女子5名
バレーボール	男・女 各3チーム	男女各18チーム		男女各4チーム
ソフトテニス	団体 男・女 各2チーム	男女各12チーム		男女各2チーム
	個人 男・女 各6組	男女各40組	開催県 + 男女各2組 開催地 + 男女各2組	男女各6組
卓 球	団体 男・女 各3チーム	男女各18チーム		男女各4チーム
	個人 男・女 各8名	男女各48名		男女各12名
バドミントン	団体 男・女 各3チーム	男女各18チーム		男女各3チーム
	個人 男・女 シングルス 各3名 ダブルス 各3組	男女各 18名18組		シングルス男女各4名 ダブルス男女各4組
ソフトボール	男・女 各2チーム	男女各12チーム		男子1チーム 女子3チーム
柔 道	団体 男 4チーム, 女 2チーム	男24女12チーム		
	個人 男 8階級 各4名 女 8階級 各2名	男192名 女96名		
剣 道	団体 男・女 各4チーム	男女各24チーム		
	個人 男・女 各8名	男女各48名		
相 撲	団体 4チーム	24チーム		
	個人 各学年 5名	90名		
駅 伝	男・女 各3チーム	男女各22チーム	開催県 + 男女各3チーム 開催地 + 男女各1チーム	
ス キ ー	男 各種目 10名 女 各種目 8名 男・女 リレー 各2チーム		開催県 男 各種目 +5名 女 各種目 +2名 男・女リレー +各1チーム	※R3よりJCは男 女別種目として実施
ス ケ ー ト	スピード : 男・女 1距離につき各3名		1距離につき補欠1名 1人2距離以内	
	フィギュア : 男・女 各校各クラス3名		各クラス補欠1名	
	アイスホッケー : 2チーム(選抜は1チーム)			5チーム

※全中出場枠(参考)は東北大会が全中予選を兼ねる種目のみ記載

東北中学校体育大会 8・9・10 巡目 開催地一覧(案)

[illegible]

水泳競技	水泳
バスケ	バスケットボール
バドミントン	バドミントン
バレーボール	バレーボール
新体操	新体操
陸上競技	陸上競技
8 種目	8 種目

○全中は半分ずつに分ける。
○但し、H27は北海道で全中スキーマがあるので、種目数を配慮

○H27の卓球は北海道開催であ
るが東北で開催。そのため、
H34は北海道開催。(全中)

○水泳の飛込は北海道では出来ず、分離開催もできないので水泳は東北で開催。(全中)

○陸上の7巡目でカッとした宮城をR9で戻す。R10以降が正常ロープ。R4地震で宮城不可。青森以降を前倒した。

○スケートはR5～R8の回りが基本形。

ク一開催に伴い、負担を減らすためにR5岩手のスキー（アルペン・クロカシ）と交換。

○体操・新体操は同県開催。
また、種目数のカウントは1とする。

○R8青森での全中アイスホッケー開催に伴い、負担を減らすためにR10福島のスキー (AP・XC) と交換。

○ジャシフ・コンバインは山形開墾不可のためR6から岩手、秋田の2県で開墾。R6～11の回りが基本形。

○スケート (S・F) は高体連の事情により R7 と R8 を交換。

[illegible]

東北中学校体育大会要項作成マニュアル (R 7 ver.)

※競技毎に差違のある部分は各競技の実情に応じて作成する

東北中学校体育連盟

東北中学校体育連盟 設立70周年記念大会
令和〇〇年度東北中学校体育大会

第〇〇回東北中学校△△△大会要項

大会名と項目はゴシック体で統一。

全競技共通で入れる R 7

1 目 的

この大会は、中学校教育の一環として中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身共に健康な中学校生徒を育成するとともに、東北の中学校生徒相互の親睦を図るものである。

2 主 催

東北中学校体育連盟 東北△△△協会（連盟） 岩手県教育委員会
一関市教育委員会 平泉町教育委員会

県番号順に
青森、岩手、宮城、
秋田、山形、福島

3 後 援

各県によって異なる後援が入るので確認が必要。
後援依頼も必要。

東北地区中学校長会 岩手県中学校長会 青森県教育委員会 宮城県教育委員会
秋田県教育委員会 山形県教育委員会 福島県教育委員会 (公財) 岩手県体育協会
(公財) 岩手県スポーツ振興事業団 一関市 平泉町 (一社) 一関市体育協会
平泉町体育協会 岩手日報社 河北新報社 岩手日日新聞社 IBC 岩手放送 テレビ岩手
めんこいテレビ 岩手朝日テレビ 一関ケーブルネットワーク NHK 盛岡放送局
NTT 東日本岩手支店 共同通信社仙台支社

4 主 管

岩手県中学校体育連盟 岩手県△△△協会
一関市△△△協会 平泉町△△△協会

会期に行うものは【日程】に記載する。ただし、六県委員長会議や会期外に行う監督会議は「5 会期」には記載せず「16 諸会議」に記載する。※印などで示しておく。

5 会 期

令和 年 月 日 () ~ 日 ()

【日程】 8 月 日 () 公式計量

会期は8/1~10の間で行い、委員長会は会期に含めない。開閉会式は行わないか簡略化する。

15:00 ~	
16:30 ~	一関市総合体育館
8:30 ~	第2会議室
9:00 ~	各競技場
9:00 ~	

男子決勝戦後直ちに行う。

※監督会議（オンライン）は別日程で行う。16 諸会議を参照。

6 会 場

一関市総合体育館 (ドーム)
〒 - 市 -

TEL : - -

開会式・試合会場の住所・
電話番号は必ず入れる。男
女別会場の時は男女明記

7 参加資格

このままの文章で載せる

「ただし、」
以下は冬季競技のみ記載

- (1) 学校教育法第1条に規定する中学校*に在籍し、各県中学校体育連盟加盟校に在籍する生徒で、競技要項により大会参加資格を得、校長が参加を認めた者。
※本連盟では、「中学校」とは中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部とする。
- (2) 同一年度内の参加者は、全種目を通じて一人1種目とする。
ただし、スキー、スケート・アイスホッケー、駅伝については、特例として兼ねることを認める。
- (3) チーム編成は学校単位とするが、団体種目において単独チーム編成困難校については、「救済措置」の趣旨から別紙「合同チーム参加細則」に基づき複数校合同チームの参加特例を認める。・・・団体競技のみ記載する（合同チームが認められている競技）
- (4) 過年齢生徒の参加については、体力的、技術的要因が大きく関わると考え、満16歳に達する年度まで出場できるものとする。また、学年指定種目については該当年齢とする。
「また、学年指定種目については・・・」の文言は、必要のない種目は記載しない
- (5) 参加資格の特例（各種学校等）
 - ①学校教育法第134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、各県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
 - ②参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。
 - ア 東北大会の参加を認める条件
 - (ア) 東北中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - (イ) 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - (ウ) 参加を希望する学校は、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。
 - イ 東北大会に参加した場合に守るべき条件

このままの文章で載せる

- (ア) 東北大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (イ) 東北大会参加に際しては、責任ある当該校校長・教員・部活動指導員が生徒を引率すること。
また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

(ウ) 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

(6) 参加資格の特例（地域クラブ活動に所属する中学生）

①地域クラブ活動に所属し、各県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

②東北大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

ア 東北大会の参加を認める条件

- (ア) 東北中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- (イ) 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。
- (ウ) 地域クラブ活動にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
- (エ) 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- (オ) 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは各県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で各県中学校体育連盟に登録していること。
- (カ) 各県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- (キ) 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

イ 東北大会に参加した場合に守るべき条件

- (ア) 東北大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (イ) 東北大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導員が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- (ウ) 東北大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- (エ) 団体競技（種目）における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

ウ チーム編成の条件（東北中体連独自の取決め）

団体競技（種目）に参加する際は、同一県内中学校に在籍する選手でチームを編成することとし、県境を越えたチーム編成は認めない。

エ 参加を認めない場合

本大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

※2 上記特例については、専門部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 上記特例については、今後も検討を続けていく。

(7) 拠点校部活動の参加

現行の（公財）日本中学校体育連盟「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程」の範囲内を原則とし、各県中学校体育連盟に承認され、東北大会出場権を得たチームについては参加を認める。

8 引率者及び監督等

このままの文章で載せる

(1) 学校においては、引率者及び監督は出場校の校長・教員（非常勤は除く）・部活動指導員とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要綱のもと、以下の条件を満たしていなければならない。また、中学校体育連盟が主催する大会（予選を含む）で登録できる学校は1校のみであること。

- ① 満20歳以上であること。
- ② 主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。
- ③ 次のいずれかに当てはまる者とする。

ア 教育職員免許法に基づく免許を有する者。

イ （公財）日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格を有する者。

ウ 自治体（含む教育委員会）、体育（スポーツ）協会、中学校体育連盟のいずれかが主催する研修会を受講している者。

※ここでの「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者に任用されている者をいう。

(2) 外部・校外コーチは、校長が認めた者とする。ただし、中学校教職員・校長・部活動指導員が他校の外部・校外コーチとしてベンチに入ることは認めない。マネージャーは出

各種目必ず
記入のこと

場校の教員または生徒とする。

また、同一人が複数校の外部・校外コーチにはなれない。(水泳競技、体操競技、新体操、卓球〈アドバイザー〉、スケート、スキー、アイスホッケーは、下線部省く。)

※外部コーチ…校長が学校部活動の指導者として承認した者で、日常的に学校部活動の指導に当たっている者。

※校外コーチ…クラブ・道場などの指導に当たっている者。

・・・特別なとらえ方がある場合には、加えなくとも良い。

(3) その他の団体においては、同一競技内において、中学校体育連盟が主催する大会(予選を含む)で監督、コーチとして登録できるチームは1校(チーム)のみであること。

(4) 本大会に出場するチーム・選手の引率者・監督・コーチ・トレーナー等は、運動部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。また、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。また、地域クラブ活動においても指導者に暴力等がないことを代表者が確認して、大会申込書を作成すること。何らかの形で虚偽や暴力等の事実が判明した場合は参加を認めない。

(5) 当該校に部活動がない個人種目については別紙「東北中学校体育大会引率・監督細則」に基づき特例を認める。なお、アイスホッケーの選抜チームは引率の特例を認める。

(6) コーチ確認書(校長承認書)の提出については専門部の申し合わせ事項による。

(7) 学校において、引率・監督について東北大会開催基準や同引率細則に当てはまらない状況がある場合は所属県中体連が当該大会実行委員会へ相談すること。

この文章で
入れる

9 参加数

各県男女○チーム(●名)

チーム編成は、引率責任者1名、監督1名、コーチ1名、マネージャー1名
選手15名、計19名以内とする。

・・・各競技に応じた参加数の記載をすること。

10 競技規則

現行の(公財)日本△△△協会競技規則による。

11 競技方法

(1) 8月 日() 予選リーグ(男女とも3チーム4ブロック)

(2) 8月 日() 決勝トーナメント(各ブロック代表1チーム)

(3) 組合せについては、東北△△△協会の組み合わせ規定に基づき、東北中学校△△△専門部が責任抽選する。決定次第各チームに通知する。

10 競技規則と競技方法を
まとめてもよい

12 使用球、用具、器具など

必要ない場合は削除

熱中症対策費を別途
徴収する場合は記載
すること。

13 表彰

男女とも第3位(第8位)まで表彰する。

14 参加料

(1) 参加生徒一人2,000円とする。(選手のみ、マネージャーは含まない)

(2) 参加申込後の出場辞退や欠場の場合における参加料の返金は行わない。

この文章で
入れる

※参加料の他、大会参加チームは熱中症対策費として1チーム●●●●円を参加料と併せて振り込むこと。

15 参加申込

申込期日は、
各県総体の終了日時を確認
の上設定する

【申込締切】令和 年 月 日() 必着※E-mailによるデータ送信
別紙参加申込用紙に必要事項を記入の上、下記にE-mailにて申し込むこと。

【提出物】

①校長(代表責任者)の記名押印した原本をPDF化(ただし、フルカラー、300dpi以上に限る)した参加申込書

②①のExcelデータ

③チームの集合写真データ(●●●MB以下)

※19連絡先以降の注意事
項を参照

【申込先】東北中学校△△△大会 ○○県実行委員会

担 当・・・

TEL: FAX:

E-mail:

16 諸会議には、会期外の監督会議と委員長会の
他、各会議に関する補足情報を記載する。

16 諸会議

監督会議 月 日() 15:00 ~

例1※監督会議はオンラインで行う。詳細については別途実行委員会より連絡する。

例2※監督会議は書面にて行う。関連資料を○月○日までに●●●県中体連HPに掲載するので、
熟読し、質問があれば実行委員会へE-mailにて問い合わせること。(アドレスは19連絡先参照)

東北六県委員長会議 8月 日() 13:00 ~ 一関市総合体育館

- 17 宿 泊 宿泊要項は別紙とする。大会出場者（引率者・監督・コーチ・選手・マネージャー）の宿泊については、必ず宿泊要項にある指定業者を通して申し込むこと。
- 18 そ の 他
- (1) ユニフォームは・・・・・・
 - (2) 使用球は・・・・・・
 - (3) 全国大会へは東北地区代表として男女各2チーム（上位●名）が出場する。
 - (4) 東北大会に出場が決まったチームは・・・・・・
 - (5) 大会期間中の負傷・疾病については、応急処置のみ実施する。学校においては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの定めを適用し、地域クラブ活動においては、当該クラブ代表者の責任のもと加入している傷害保険等の定めを適用する。なお、大会参加者は、健康保険証（マイナンバーカード等）を持参することが望ましい。
 - (6) 申込に使用する漢字は原則として常用漢字・人名用漢字とし、プログラム掲載も同様とする。ただし、それ以外の漢字の使用を特に希望する場合は実行委員会へ相談すること。
 - (7) 東北中学校体育連盟では申込書に記載する、選手氏名・学校（チーム）名・学年等の情報は本大会プログラムへ掲載し広く公表するとともに、大会結果集約に利用する。また、成績については報道発表並びにホームページに掲載する。申込書に記載する情報の利用について同意が得られない等、事情がある場合は各県中学校体育連盟を通して東北中学校体育連盟及び開催県実行委員会と連絡を取り、適切に対処する。特に申し出がない場合は上記内容を承諾したものとする。
 - (8) 観戦者における競技会場内、または応援席や駐車場等、会場周辺の事故、破損等については、大会主催者や施設管理者は一切責任を負わない。一切の事故は自己責任であることを理解した上で観戦するものとする。
※「会場周辺の事故」には、競技中のボール等の用具が車や人に直撃した場合や、風や雪、雷等、天候の影響で起こった場合も含む。
 - (9) 自然災害や感染症等により、大会が実施されなかった際の全国大会出場チーム（選手）の決定方法については別に定める。
 - (10) 自然災害等により、緊急的な対応が想定される場合の連絡手段は「●●●」を用いて行う。「●●●」に入る例：A県中体連 HP、B県〇競技専門部 HP、無料連絡アプリ「△△」等

(5)～(8)の内容についてはこの文章で入れる

全中予選を含む種目は記載。

緊急連絡手段に応じて表現を変える

19 連絡先

〒	-	県	市	-	学校
			担 当		
		TEL	-	-	FAX

その他、大会参加に関しての連絡事項等（来場時間や敗退チーム（者）の素早い帰宅などの確認事項）がある場合は、監督会議資料や事務連絡として参加チームに確実に伝える。様式は問わない。

緊急時の連絡手段についての詳細や、その他の伝達事項、注意事項は「大会参加上の注意」など別紙で扱う。※要項の内容は本マニュアルの範囲内にとどめることを意識し、「大会参加上の注意」などと意識的に使い分けること。

【申込方法の記載について】

「何を、どの形式で、いつまでに、何を使って、どこに送るか」を明記するように気をつける。データ送信のみの場合は申込先に学校住所は不要とし、E-mailアドレスと担当者名程度にする。

校長（代表者）の記名押印があるものをデータ送信で提出する場合には「フルカラー、300dpi以上に限る」を条件にすること。

郵送でもデータ送信でも受付可能とする場合は、その趣旨がわかるよう明記する。

例：校長（代表責任者）の記名押印した原本をPDF化（ただし、フルカラー、300dpi以上に限る）したものを送信してもよい。

※郵送かデータ送信か両方か、については競技専門部、実行委員会の実情に応じて判断すること。

(様式)

令和 年度 東北中学校体育大会
第 回 東北中学校 大会 予算書

収入総額 0 円
支出総額 0 円
差引額 0 円

〇〇県中学校体育連盟

【 収 入 】

▲…減

項 目	予算額	摘 要
開催県負担金		
開催市町村補助金		
東北中体連負担金		
開催県中体連助成金		
競技団体負担金		
参加料等		
雑収入		
合計	0	

【 支 出 】

項 目	予算額	摘 要
諸謝金		
褒賞費		
旅費		
消耗品費		
賃金		
印刷製本費		
通信・運搬費		
借料損料費		
会議費		
食糧費		
委託料		
雑費		
合計	0	

(様式)

令和 年度 東北中学校体育大会

第 回 東北中学校 大会 決算書

収入総額 0 円

支出総額 0 円

差引額 0 円

〇〇県中学校体育連盟

【 収 入 】

▲…減

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
開催県負担金			0	
開催市町村補助金			0	
東北中体連負担金			0	
開催県中体連助成金			0	
競技団体負担金			0	
参加料等			0	
雑収入			0	
合計	0	0	0	

【 支 出 】

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
諸謝金			0	
褒賞費			0	
旅費			0	
消耗品費			0	
賃金			0	
印刷製本費			0	
通信・運搬費			0	
借料損料費			0	
会議費			0	
食糧費			0	
委託料			0	
雑費			0	
合計	0	0	0	

監 査 報 告

会計決算について関係帳簿(預金通帳, 受領書関係)の監査の結果, 執行適正であり, 収支決算書の通り相違ないことを報告いたします。

令和 年 月 日

監 事

印

印

(様式)

令和 年度 東北中学校体育大会

第 回 東北中学校 大会

項目の数は、増やしたり、減らしたりしないようにお使いください。
収入や支出がないから項目を消す、ということは避けてください。

差引額

0 円

熱中症対策費等は徴収する単位が競技によって異なる場合があります。
摘要を示す際には、徴収した単位が分かるように示してください。
例) 人、校、チーム、ペアなど
徴収する金額は、1名換算で1,000円程度。

体育連盟

【 収 入 】

▲…減

項 目	予算額	決算額	摘 要
開催県負担金			教育委員会より
開催市町村補助金			市町村教育委員会より
東北中体連負担金			東北中体連より(1種目5万, スキーのみ10万)
開催県中体連助成金		0	県中体連より
競技団体負担金		0	
参加料等		0	一人2,000円× 人, 熱中症対策費一人(1校) 円× 人(校)
雑収入		0	広告料等・プログラム売り上げ
合計		0	

参加料の他に「熱中症対策費」など受益者負担として徴収する場合は、この項目に入ってください。

教育委員会等に予算書を提出する際には、雑収入摘要「プログラム売上」という表現は記載せず、「広告料等」のみの記載にしてください。
また、欄外の監査の欄も削除して提出してください。

【 支 出 】

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
諸謝金			0	賞状筆耕, 諸掲示謝礼 外部審判 ,000円× 人
褒賞費			0	賞状印刷等
旅費			0	審判交通費, 宿泊費, 役員派遣費等 具体的に
消耗品費			0	文具代, 紙代, IDカード, 経口補水液, 体温計 等
賃金			0	審判・看護師等賃金
印刷製本費			0	プログラム印刷代
通信・運搬費			0	切手, 通信, 輸送代等
借料損料費			0	会場借り上げ代, 光熱費等, 冷房費
会議費			0	諸会議茶菓代等
食糧費			0	役員弁当代等
委託料			0	ゴミ処理・駐車場警備員費・冷風機レンタル代 等
雑費			0	役員保険料等 (できるだけ他の項目で処理する)
合計	0	0	0	

熱中症対策費を徴収する場合、対策費として何に使用したかがわかるようにしてください。この例では摘要内の下線部に使用したことになります。

関係する支出総額が熱中症対策費として徴収した総額を下回らないようにすること。

監 査 報 告

会計決算について関係帳簿(預金通帳, 受領書関係)の監査の結果, 執行適正であり, 収支決算書の通り相違ないことを報告いたします。

令和 年 月 日

監 事

印

印

〔東北中学校体育大会合同チーム参加細則〕

【趣旨】

参加を承認する趣旨はあくまでも少人数の運動部による単独校でのチーム編成が出来ないチームへの「救済措置」であり、勝利至上主義を目的とするチーム編成であってはならない。

- 1 チーム編成については単独校(アイスホッケーを除く)による男女別(野球・サッカーを除く)とし、部員数が正規人数に満たない当該校同士2校以上であることを原則とする。

大会に参加する場合は、以下の条件を満たしていることが必要である。

2 条 件

- (1) 合同チームとして、それぞれの学校計画に基づいて活動している。
- (2) 合同チームの各校は、各県中体連に加盟している。
- (3) 種目については、以下(7種目)の種目とする。
バスケットボール(5) サッカー(11) バレーボール(6)
ハンドボール(7) 軟式野球(9) ソフトボール(9)
アイスホッケー(11)
- (4) 参加が各県中体連に承認され、東北大会出場権を得たチームとする。

3 引率・監督

引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とし、両校の監督が引率することを原則とする。ただし、部活動指導員は代表引率・監督になることはできない。

4 手続き

- (1) 合同チーム参加報告の提出先及び期限

県大会終了後速やかに東北中学校体育連盟会長(様式1―①)及び参加種目実行委員会会長(様式1―②)宛に該当中体連会長名で報告する。

5 参加申し込み

参加申し込みは該当校の校長が承認の上、代表校が行う。ただし、申込書職印は連名押印を必要とする。

6 その他

- (1) チームは校名連記とする。
- (2) 表彰は、申請合同チーム名で行う。ただし、両校に賞状を授与する。

(様式1-①)

令和 年 月 日

令和 年度

東北中学校体育連盟会長 殿

県中体連名 _____

会 長 _____ 公印

「合同チーム」東北大会参加報告書

このことにつきまして、専門部及び各校並びに各校選手・保護者の同意を得ておりますので、「東北中学校総合体育大会における合同チーム参加細則」により、下記の通り合同チームとして大会に参加する事を報告致します。

記

種 目			大会名			
合同チーム名						
所属県中体連						
参 加 校	学校名	校長 氏名				
		監督 氏名	校長・教員		部活動指導員	部員数
	学校名	校長 氏名				
		監督 氏名	校長・教員		部活動指導員	部員数
	学校名	校長 氏名				
		監督 氏名	校長・教員		部活動指導員	部員数
代表 監督	学校名	職・氏名				

(様式1-②)

令和 年 月 日

令和 年度

東北中学校 競技大会実行委員会 会長 殿

県中体連名

会 長 公印

「合同チーム」東北大会参加報告書

このことにつきまして、専門部及び各校並びに各校選手・保護者の同意を得ておりますので、「東北中学校総合体育大会における合同チーム参加細則」により、下記の通り合同チームとして大会に参加する事を報告致します。

記

種 目		大会名				
合同チーム名						
所属県中体連						
参 加 校	学校名	校長 氏名				
		監督 氏名	校長・教員	部活動指導員	部員数	
	学校名	校長 氏名				
		監督 氏名	校長・教員	部活動指導員	部員数	
	学校名	校長 氏名				
		監督 氏名	校長・教員	部活動指導員	部員数	
代表 監督	学校名	職・氏名				

東北中学校体育大会引率・監督細則

【趣 旨】

本細則は、東北中学校体育大会へ生徒が参加する際に、当該校に常設の部活動がない場合で、学校事情により校長がやむを得ないと判断した場合に限り適用する。従って、安易に校長・教員・部活動指導員以外の監督・引率を認めるものではない。

【本細則の適用種目について】

本細則が適用されるのは、当該校に参加する部活動がない場合における個人種目のみとし(ダブルスも含む)、次の12種目とする。(引率者、監督とも共通の取扱)

- | | | | |
|----------|-------------|----------|------------|
| (1) 陸上競技 | (2) 体操競技 | (3) 新体操 | (4) 水泳競技 |
| (5) 卓球 | (6) 柔道 | (7) 剣道 | (8) バドミントン |
| (9) 相撲 | (10) ソフトテニス | (11) スキー | (12) スケート |

* 陸上競技・水泳競技・スキー競技のリレーは個人種目として取り扱わない。

【引率者について】

引率者は、次の中から校長が認めた20歳以上の成人とする。

- ① 当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員
- ② 当該生徒を指導している外部・校外コーチ
- ③ 当該生徒の保護者(ダブルスについては2名)
- ④ 代理監督を依頼された他校の校長・教員(部活動指導員は除く)

【監督について】

- 1 監督(代理監督を承諾できる者：以下「代理監督」と呼ぶ)は、校長がその旨を依頼した他校の校長・教員とし、引率者(校長・教員を除く)には監督の資格を認めない。
部活動指導員には代理監督の資格を認めない。
- 2 代理監督の任務は、会場における監督者会議への代理出席とその内容の伝達及び抗議に関わることのみとする。
- 3 代理監督は、監督権の行使にあたって、委任された出場生徒の不利益となることのないようにする。
- 4 代理監督を依頼する当該校長は、別紙依頼書(様式2)に従って代理監督当該校長へ依頼し承諾を得て、実行委員会会長・当該県中体連会長(写し)に「引率・監督者の特例報告書」(様式1)を提出する。

【傷害保険の加入について】

- 1 「引率者の事故について」
 - (1) 当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員が引率した場合には、労働災害保険が適用となる。
 - (2) 当該生徒を指導している外部・校外コーチが引率した場合には、補償がないので任意の傷害保険に加入する必要がある。
 - (3) 当該生徒の保護者が引率した場合には、補償がないので任意の傷害保険に加入する必要がある。
 - (4) 代理監督を依頼された他校校長・教員が引率した場合には、公務災害が適用となる。
- 2 「生徒の事故について(独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象の有無)」
 - (1) 当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員が引率した場合には、給付対象となる。
 - (2) 当該生徒を指導している外部・校外コーチが引率した場合には、給付対象となる。
 - (3) 当該生徒の保護者が引率した場合は給付対象とならないので、生徒に対して任意の傷害保険の加入が必要となる。
 - (4) 代理監督を依頼された他校校長・教員による引率に関しては、在籍校における部活動の位置づけが明確でない場合、給付対象とならない可能性がある。

「資料 1」

対象者 引率者		引率者が傷害を受けた場合	生徒が傷害を受けた場合 (日本スポーツ振興センター)
当該校の校長・教員・部活動指導員以外の学校職員が引率した場合	事務	○公務災害が適用になる	○給付対象となる
	技師	△該当郡市で確認が必要	
当該生徒を指導している外部・校外コーチ(旧校外コーチ)が引率した場合		×補償がない 任意の傷害保険加入が必要	○給付対象となる
当該生徒の保護者が引率した場合		×補償がない 任意の傷害保険加入が必要	×給付の対象とならない 任意の傷害保険加入が必要
代理監督を依頼された他校校長・教員が引率した場合		○公務災害が適用となる	△部活動の位置づけが明確でない場合は給付対象とならない場合がある

【その他】

- 1 大会に出場するための手続き(大会参加に必要な書類の記入・提出)及び、生徒への指導等は参加生徒が所属する当該校(校長)が行う。
- 2 引率者は次の配慮事項を遵守すること。
 - (1) 引率上の留意点等
 - ① 選手の安全やマナー等の指導を行う。
 - ② 引率に係る費用は、原則引率者が負担する。
 - ③ 生徒の服装・持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - ④ 大会の結果と、帰校(帰宅)報告をすみやかに校長に行う。
 - ⑤ 宿泊する場合は、学校(大会本部)の指示に従う。
 - ⑥ その他、引率に必要な事項を指導する。
 - (2) 大会会場における留意点等
 - ① 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
 - ② 各競技会場の使用上のきまりに従う。
- 3 代理監督引率下での活動の扱いについて
 - (1) 在籍校における部活動の位置づけが明確でない場合は日本スポーツ振興センターの給付対象とならない場合がある。
 - (2) 以下の事項を在籍校が代理監督を依頼するための条件とする。
 - ① 当該部活動が日本スポーツ振興センターの給付対象となるかどうかを確認すること。
 - ② 給付対象とならない場合、別の保険に加入すること。

【附則】

- 1 平成14年5月23日より施行する。
- 2 平成30年4月1日より改訂する。
- 3 平成31年2月22日より改訂する。
- 4 令和5年5月11日より一部改訂する。
- 5 令和6年2月14日より一部改訂する。
- 6 令和7年2月13日より一部改訂する。

(様式1)

令和 年 月 日

東北中学校体育大会

大会実行委員会 会長 様

学校名

校 長

職印

引率・監督者の特例報告書

本校下記生徒（チーム）が東北中学校体育大会の出場選手（チーム）となりましたが、本校の事情により、次のように代理引率・監督を依頼しましたので報告いたします。なお、参加生徒・引率者は傷害保険に加入済みです。

また、引率時における引率者の事故等の補償について一切異議申し立ていたしません。

記

大会名	令和____年度東北中学校体育大会 ____大会		
監督氏名	(校長・教員)		
監督所属			
所在地 電話	〒 TEL ()		
参加生徒名 (個人種目の場合)		参加種目	
引率者名等	氏名		
	関係：		年齢：
引率者住所 電話	〒 TEL ()		

※「関係」については、当該生徒（チーム）との関係性を記入。

例：保護者・当該校学校職員・外部指導者（コーチ）など

様式2-①（学校宛）

令和 年 月 日

_____ 学校長様

学校名

校 長

職印

引 率・監 督 依 頼 書

下記生徒（チーム）が東北中学校体育大会の出場選手（チーム）となりましたが、本校の事情により、
貴校 _____（校長・教員）を監督者として御依頼申し上げます。なお、監督の任務について全権委任し、このことに対して一切異議申し立ていたしません。

記

大 会 名	令和 年度東北中学校体育大会 _____大会		
参加生徒名 (個人種目のみ)		参加種目	
引 率 者 名			
引率者住所 電 話	〒 TEL ()		

※引率者の欄は「監督者とは別に引率者を依頼している場合」のみ記載します。

様式2-②（保護者・外部指導者宛）

令和 年 月 日

様

学校名

校 長

職印

引 率 依 頼 書

下記生徒（チーム）が東北中学校体育大会の出場選手（チーム）となりましたが、
本校の事情により、貴殿を（ 引率者 ）として御依頼申し上げます。

記

大 会 名	令和 年度東北中学校体育大会 大会		
参加生徒名 (個人種目のみ)		参加種目	
監 督 者 名			
監督者所属			
引 率 者 名			
引率者住所 電 話	〒 TEL ()		

※監督者、引率者についてはそれぞれ別の方に依頼している場合に記載します。

様式3-①（代理監督所属校→依頼校）

令和 年 月 日

_____ 学校長 様

学校名

校 長

職印

監 督 承 諾 書

令和 年 月 日付けの依頼書により依頼のありました、
本校 _____ 校長・教員 の貴校東北中学校体育大会参加に
係る監督依頼の件につき承諾いたします。

様式3-②（引率者・監督者→依頼校）

令和 年 月 日

_____ 学校長 様

氏 名 _____ 印

引 率 ・ 監 督 承 諾 書

令和 年 月 日付けの依頼書により依頼のありました，貴校の
東北中学校体育大会参加に係る（ 引 率 ・ 監 督 ）依頼の件につき承諾
いたします。

過年齢生徒に関わる対応について

東北中学校体育連盟

1 基本的な考え方

中学校生徒の競技活動の一層の振興と充実を願い、より多くの中学生に部活動を体験させ、個性の伸長および競技力向上を図り、かつ、競技会等を通して友情親睦を育てる教育の場とすることを、今後とも引続き中体連活動の重要な目的の一つとしてゆくことを確認する。

過年齢生徒の取扱については、日本人の海外進出等が多くなるなど社会の態様の変化が大きくなり、今後、留学等による留年が増えることも予想され、また、外国人の移入増加に係る外国籍過年齢生徒の増加についても同様に何らかの対応が必要となってくる。

しかし、わが国の学校教育法では、満15才を過ぎた段階において学齢満期となり、その所属する学年が終了した段階で就学義務がなくなり、学齢簿から除籍となる制度になっている。

このことは、日本の国籍を有する生徒の場合、「在籍」とは仮に留年によって卒業期が延長されたとしても原則的には16才までが実質的な在籍可能限度を意味していると解釈される。

中体連総体等の大会要項の出場制限が「当該中学校に在籍するもの」という規定を基盤としている限り、年齢に関する出場範囲についても同様の解釈を踏襲すると考えることができる。

2 具体的対応策

本連盟としては、通常の生徒に比し、過年齢生徒が留年等により1～2年から2～3年の差が生じるとした場合、体力的要因、技術的要因等が大きく関わる競技大会においてはかなりの実質的な差異が生じてくるものと予想される。したがって、その場合の判断としては、せいぜい「卒業後1年ぐらいまでの範囲」が許容範囲として妥当ではないかと思われる。

このことは、前記の就学義務の終了に関する解釈の考え方と同様の判断となる。

したがって、満16才に達する年度をもって中学校体育大会の出場制限とする。また、学年指定種目については該当年齢とする。

3 外国籍生徒への対応

日本国籍生徒の大会出場に係る出場制限は、上記の考え方を基本とするが、日本以外の国籍を有する生徒が日本の中学校に在籍している場合についても同様の判断をすることとし、満16才に達する年度をもって中学校体育大会の出場制限とする。また、学年指定種目については該当年齢とする。

文書発令 平成13年 5月14日
一部改正 平成28年 2月17日

東北中学校体育連盟 個人情報保護方針 (平成 22 年 5 月 12 日改訂)

東北中学校体育連盟(以下本連盟)は、現代社会における個人情報保護の重要性を認識し、本連盟としての個人情報保護方針と東北中学校体育大会における個人情報保護法への対応を以下のように定め本連盟が有する個人情報の保護に万全を期す。

1 個人情報保護方針

- (1) 本連盟は、適法且つ公正な手段・方法により、個人情報の取得・収集をする。
- (2) 本連盟は、個人情報の取り扱いについて、その利用目的を明確にし、その範囲内で利用する。
- (3) 本連盟は、法令に基づき要求された場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しない。
- (4) 本連盟は、個人情報を安全に管理するように努め、個人情報の紛失・破滅・改ざん・漏洩等の防止に対する安全対策を図る。
- (5) 本連盟は、自己の個人情報について、開示・訂正追加・利用停止・消去等を求める権利があることを再認識し、これらの要求がある場合には、速やかな対応をする。

2 東北中学校体育大会における個人情報保護への対応

- (1) 東北大会における個人情報
 - ① 大会参加生徒の学校名・学年・氏名(種目によっては身長・体重・生年月日)
 - ② 大会役員及び審判員の所属名・氏名
- (2) 利用目的
大会申込書, 大会プログラム, 役員用プログラム, 成績, ホームページ
- (3) 対応
 - ① 大会参加にあたって、個人情報が「大会プログラム」「大会成績」等に掲載され、広く公表されることを大会要項のその他に明記し、参加校で確認できるようにする。
 - ② 大会プログラムへの掲載や報道並びにホームページへの掲載に同意しない生徒は申込の段階で確認し、各県中体連から東北中体連事務局及び開催県実行委員会へ報告する。
 - ③ 各県中体連, 専門部で申込書やデータの管理に十分留意し、利用目的以外の活用はしない。特に印刷業者へは注意を口頭で促す。
 - ④ 判断や対応に迷う場合は、東北中学校体育連盟で協議・判断する。

大会要項記載内容

東北中学校体育連盟では、申込書に記載する、選手氏名・学校名・学年等の情報は、本大会プログラムへ掲載し広く公表するとともに、大会結果集約に利用する。また、成績については報道発表並びにホームページへに掲載する。申込書に記載する情報の利用について同意が得られない等、事情がある場合は、各県中学校体育連盟を通して東北中学校体育連盟及び開催県実行委員会と連絡をとり、適切に対処する。特に申し出がない場合は上記内容を承諾したものとする。

災害等緊急時対応要項

東北中学校体育連盟

- 1 趣 旨 東北中学校体育大会において、自然災害及び緊急事態（重大事故及び食中毒及び感染症、弾道ミサイルの発射等）が発生した場合の対応方法を具体的に示す。
- 2 目 的 自然災害及び緊急事態発生に関しては、大会運営者だけでは対応しきれないものもある。主催者である東北中学校体育連盟、東北関係競技団体や開催県教育委員会と連携をとりながら進め、適切に対応することを目的とする。
- 3 内 容 自然災害及び緊急事態（重大事故：死亡事故及び後遺症発生事故、及び食中毒及び感染症、弾道ミサイル発射他）
- 4 方 法 自然災害及び緊急事態発生の際は、開催競技実行委員会が連絡対応の窓口として対応する。
- 5 大会運営の基本
 - (1)原 則 …東北代表を決定することを原則とする。（最低限全国大会出場校の決定とする。）
 - (2)最終判断 …最終判断は開催県会長が行う。
 - (3)予備日設定…予備日の設定及び順延は最大2日とする。
 - (4)大会の成立…災害、緊急事態等で参加不可の学校があった場合は、開催競技実行委員会、開催県中体連で協議し、開催県会長が開催・延期・中止の決定をする。決定した内容については、速やかに東北中学校体育連盟に報告をする。
- 6 具体的対応
 - (1) 自然災害
 - ①大規模な災害（地震、津波、巨大台風、噴火等）に関しては、その規模、警戒レベル等に応じ、実行委員会と開催県中体連が連携し、対応を検討する。状況によっては対策本部を設置し、関連機関との連携を図りながら検討する。
 - ②通常 of 自然災害（降雨台風等）に関しては、開催県会長が競技実施の判断を行う。
 - ③雷発生時に~~関し、屋外競技においては次のとおりの対応とする。~~
 - ・雷鳴が聞こえたら、競技を中断し、安全な建物の中等に避難する。木や電柱から4m以上離れる。近くに避難する場所がない場合は、姿勢を低くする。

【競技実施判断を行うタイミングの目安】

- ①会期前日（正午）～会期中 ②大会当日の朝

【判断材料の例】

気象庁等の情報	住民のとるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報・災害切迫・氾濫発生情報	命の危険・直ちに安全確保	5
土砂災害警戒情報・高潮警報・危険・氾濫危険情報	危険な場所からの全員避難	4
大雨警報・洪水警報・警戒・氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難	3

※警戒レベルが下がった場合においても大雨等による被災状況を確認し、総合的に判断すること。

【緊急時における参加者への連絡手段の確保】

- ①実行委員会は緊急時における参加者への連絡手段について事前に確保しておくことに努める。(大会要項への記載が望ましい)
- ②会期中の連絡手段としては、主に「臨時監督会議」「取扱旅行代理店による宿泊施設での連絡」などを活用するが、移動中の参加校がいることを想定した準備が望ましい。

【連絡手段の例】

- ・開催地（県）中体連HPの活用
- ・開催地（県）中体連専門部（実行委員会）HPの活用
- ・無料連絡アプリの活用
- ・各種SNSの活用（ツイッターやインスタグラムなど） など

(2) 重大事故

- ①緊急疾患特に心停止、呼吸停止等に関しては、初期対応を事故発生現場で関係団体が行う。AEDは必ず確保し、対応できる体制にする。
- ②事件・事故による死亡、後遺症のおそれのある事故については、実行委員会から関係機関への連絡を速やかに進める。

(3) 食中毒（O157・ノロウイルス等）

食中毒発生の時間と場所によるが原則として保健所・病院と連絡をとり、その指示指導を受ける。

(4) 感染症（麻疹・新型インフルエンザ 等）

- 発 症…・発熱と発疹等の症状の場合は直ぐ病院に搬送する。発症が確認された段階で感染拡大を防ぐ意味で出席停止（出場停止）扱いとする。
- ・発症した選手の同県、同宿泊所の選手の症状を確認するよう監督に連絡する。

(5) 弾道ミサイル発射への対応

①大会直前にJアラートが鳴った場合の対応

→ 前日の下校後から大会当日朝までの間

- ・領海外にミサイルが落下した場合 → 予定どおり大会を実施
- ・領海内にミサイルが落下した場合 → 自宅、または宿舎待機

※大会実施の有無等は状況に応じて判断する。

②大会中にJアラートが鳴った場合の対応

- ・競技を中断し、近隣の建物へ避難する。
※近隣に避難できる建物がない場合 → 物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
- ・屋内では、できるだけ窓から離れ、頭部を守る。

◎領海外にミサイルが落下した場合 → ・原則予定通り大会を実施

※上位大会の予選を兼ねない大会であり、さらに終了時間に大きく影響するような状況の場合、競技を再開せず、「中止」とすることもあり得る。

◎領海内にミサイルが落下した場合 → ・競技の中断
・安全が確保されるまでその場で待機

※その後の大会の実施の有無や再開の方法は状況に応じて判断する。

領海内にミサイルが落下した場合、その後の対応については、ミサイル着弾の場所、被害の状況、国の対応や国際情勢等を踏まえながら、各関係機関と相談の上判断し、参加チームへ連絡する。

7 報道対応

各県教育委員会と連絡を取り合い、その対応について協議する。

8 大会の実施が困難な場合の対応

自然災害や感染症の流行、ミサイル発射等により、東北大会の開催が難しい状況に陥った場合、以下のように対応する。

(1) 大震災や大津波等、ミサイルの領土内の落下等、社会に重大な影響を及ぼす災害が起こった場合は、全国大会の出場権の如何を問わず、大会を即刻中止する。

(2) 上記以外の場合は以下のように対応する。

①開催地の変更や順延等の対応が難しい状況であり、すでに県大会で全国大会出場校や出場選手が決定している場合は大会を中止する。

②開催地の変更や順延等の対応が難しい状況であり、全国大会出場校、出場選手を決定する必要がある場合、以下のように対応する。

方法Ⅰ 競技方法を簡略化した上で、開催地の変更や順延ができるかどうか検討する

(例) レースの本数を減らす、試合時間を短縮する、リーグ戦をトーナメントにする、勝敗を決めるための簡易的なゲームとする(駅伝をタイムレースにする、PKで決める等)、出場校を削減する(各県優勝校のみにする等)

方法Ⅱ 抽選で決定する

(例) 代表者による抽選、登録選手全員での抽選、出場選手全員での抽選

※選手が抽選を行うか否かについては十分な検討を求める。

(3) 一部の県だけが参加できない状況になった場合、以下の原則のもと、対応する。

①2県3チーム以上(個人種目は2県以上)の参加があれば大会は成立するものとする。

②男子種目、または女子種目のみの開催もあり得る。

熱中症予防対策について

東北中学校体育連盟

【熱中症対策の具体例】

1 大会前（準備期間）

- (1) 大会を開催しようとする時間帯を検討し、乾球温度35℃以上（WBGT＝31℃以上）を越えると予想される時間帯を考慮し、必要に応じて可能な限り大会開催時間等の調整を行う。
- (2) 乾球温度31℃以上（WBGT＝28℃以上）での大会実施を想定した競技運営方法を検討する。（ルール内での対策、ルールの変更、給水時間、控え場所等）
 - ・ 必要に応じて「熱中症対策費」を設定し、参加者から徴収、熱中症対策に必要な物品購入や施設利用に充てられるよう検討、準備する。（要項上への記載）
- (3) 熱中症発生時をシミュレーションし、熱中症発生時の対応について、役員全員が事前に理解できるようにする。（資料やフローチャートなどの活用）
- (4) 医療機関に大会開催についての連絡をし、救急医療体制について確認する。
- (5) 熱中症予防について、要項に記載したり別紙で注意事項として配付したりするなど、事前に周知しておく。
- (6) 参加者に氷・スポーツドリンク・経口補水液を十分準備しておくように連絡する。

2 大会当日

- (1) 乾球温度31℃以上（WBGT＝28℃以上）になる場合や熱中症警戒アラート発表時には、役員全員で情報を共有し、競技の特性に応じて対応や対策を講じる。
 - ・ 屋外ではテント等を設置し、日射を遮り、休憩できる場所を確保しておく。
 - ・ 選手・役員に、氷・スポーツドリンク・経口補水液を十分準備しておく。
 - ・ クーラーの効いた部屋を準備し、休憩の場所を確保する。
 - ・ 給水のための時間や休息を設けるなど、競技方法などを変更する。
 - ・ 選手・役員が飲料水を確保しやすい環境を整える。（給水所の設営等）
- (2) 設備等のわかりやすい表示を行う。
 - ・ 給水所等の場所を明示する。
 - ・ 救護所の場所を明示する。（AED設置場所についても明示する）
 - ・ 役員の存在を目立たせ、選手や観客等が声をかけやすくする。
- (3) 熱中症の注意喚起や情報提供を行う。
 - ・ リアルタイムの気温や暑さ指数（WBGT）について適時情報発信する。
 - ・ 「水分補給」や「日射を避ける」ことをアナウンス等で呼びかける。
 - ・ 熱中症予防についてポスター等を掲示する。
- (4) 熱中症の疑いがある場合には、熱中症の応急処置フローチャートを活用し、応急手当にあたり、救急車要請等迅速かつ的確な判断を行う。
 - ・ 救急車等の車両進入に関して、適切な誘導を行う。

【大会実施に係る基本的な考え方】

大会（競技）の実施（続行）について、上記対策を講じてもなお、「熱中症特別警戒アラート発表時（県全域でWBGT35℃以上）」や「参加者の健康に著しい危険があると判断される場合」、開催県（地）や当該競技団体が示すガイドライン等で「運動の中止やイベントの中止が求められる状況となった場合」においては競技の中断、大会の中止を検討し、適切に判断する。

なお、大会中止の際の対応については、本連盟「東北中学校体育大会開催基準」及び「災害緊急時対応要項」に準拠すること。

<参考>・熱中症対策ガイドライン（日本サッカー協会）

- https://www.jfa.jp/documents/pdf/other/heatstroke_guideline.pdf
- ・スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（日本スポーツ協会）
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/heatstroke/heatstroke_0531.pdf
- ・イベント主催者、施設管理者のための夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020（環境省）
https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/gline/heatillness_guideline_full.pdf
- ・「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」（日本スポーツ振興センター）
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?tabid=114>
- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（環境省・文科省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

熱中症対応フロー

熱中症を疑う症状

- ☐ 四肢や腹筋のけいれん（つる）と筋肉痛が起こる。
- ☐ 全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛など起こる。
- ☐ 頻脈、顔面蒼白となる。
- ☐ 足がもつれる・ふらつく・転倒する、突然座り込む・立ち上がれない 等

質問をして応答をみる。

- ☐ ここはどこ？
- ☐ 名前は？
- ☐ 今何をしてる？

- ☐ 応答が鈍い。
- ☐ 言動がおかしい。
- ☐ 意識がない。
- ☐ ペットボトルの蓋を開けることができない 等

意識障害の有無

あり(疑いも含む)

救急隊を要請



なし

涼しい室内への避難

涼しい場所に運び、衣服をゆるめて寝かせる。

水分摂取ができるか

できる

できない

水分塩分を補給する。

- 0.1~0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク
- 熱けいれんの場合は生理食塩水(0.9%)などの濃いめの食塩水を補給する。

症状改善の有無

症状改善

改善しない

経過観察

身体冷却

救急車到着までの間、積極的に体を冷やす。
効果的な冷却方法

- ① 氷水に全身をつける。
- ② ホースで水をかける。
- ③ ぬれタオルを体にあて扇風機で冷やす。



※ 迅速に体温を下げることであれば、救命率が上がります!!

病院へ!

体を冷やししながら、設備や治療スタッフが整った集中治療のできる病院へ一刻も早く搬送しましょう!!



各県中総体が予定会期に実施できなかった場合等の取扱

東北中学校体育連盟

はじめに

感染症や台風、地震などの天災を起因とし、予定されていた会期に東北各県の中総体（東北大会の予選）を行うことができないケースが想定される。そこで、予定していた会期以外の日程で実施した際に、東北大会の抽選会に影響が生じることも想定されるため、この取扱について共通理解を図る。

（１） 各県の考え方

- 1) 予定していた会期に実施が困難な場合、代表校（選手）決定について
 - ①東北大会抽選会までの期間内で、実施し、代表校（選手）を決定する。
 - ②抽選会の日程を越えるが、東北大会主会期までの期間内で実施し、代表校（選手）を決定する。
 - ③①②でも実施できず、競技による代表決定ができない。
 - 簡易的な競技や通信（撮影した映像等）での記録会や演技により代表を決定する。
 - 競技とは別の方法で代表校（選手）を決定する。例）過去の成績、抽選等（可能であればこの方向性で進めていきたい）
 - いずれの方法でも決定が困難である場合においては、東北大会への出場を辞退するという選択肢も当然あり得る。
- ※1) 内の判断の主体は各県中体連にある
- 2) 1) となった際の当該県中体連（専門部）がとるべき内容について
 - ①開催県中体連事務局へ変更となった日程等を報告。（各県中体連事務局対応）
 - ②開催県実行委員会へ代表決定の日程（見込み）を報告。必要な指示を受ける。（各県専門部委員長対応）
- 3) プログラムへの記載が間に合わない場合について
 - 代表決定が遅れたことによるプログラムへの未掲載について、当該校からクレームがでないよう周知しておく。専門部へ矛先が向かないようにする。

（２） 各専門部の抽選会の取扱

- 1) 抽選会において上記（１）から以下のことが想定される。各専門部においては、柔軟な対応ができるよう配慮を願いたい。
 - ①各県の中総体時期がずれ、大会参加申込に間に合わなかったが、抽選会前（専門部毎の設定）に報告があった場合。
 - 可能な範囲内で「学校名（選手名）」での抽選を行う。
 - 学校名等が反映できない場合については「〇〇県第１代表」等の扱いで抽選を行う。
 - ②各県の中総体時期がずれ、抽選会にも間に合わないが、代表は選出する場合。
 - 当該県の代表について「〇〇県第△代表」等の扱いで抽選を行う。
- 2) プログラム等の取扱
 - 印刷スケジュールに間に合わないものに関しては、掲載しない。
 - ※臨時的な対応となるので、できるものとできないものを線引きして行う。

（３） 出場辞退があった場合の原則

- 1) 対戦校（選手）の不戦勝扱いとし、繰り上げ出場等で枠を埋めることはしない。

<開催予定地で実施が困難になった際のロードマップ> ※8/3に大会初日を迎えるケース

残日数		日付	取り得る選択肢と対応の具体
0	大会当日	8月3日	
1		8月2日	<残り1週間未満での選択肢と対応の具体> ①大会中止 ・競技別掲への移行 ※残り1週間で切った段階で会場変更はしない。
2		8月1日	
3		7月31日	
4		7月30日	
5		7月29日	
6		7月28日	
7	1週間前	7月27日	
8		7月26日	<1週間前までの期間での選択肢と対応の具体> ①開催県内で代替会場を探す ・大会日程、競技日程の再検討 ・会場借用料等の予算的な相談、確認 ・宿舍変更の可能性確認。移動の問題確認。 ※上記全て開催県実行委員会での対応 →変更事項を東北中体連事務局へ → 各県中体連へ →各県専門委員長へ → 各県内参加校へ ②大会中止 ・競技別掲への移行
9		7月25日	
10		7月24日	
11		7月23日	
12		7月22日	
13		7月21日	
14	2週間前	7月20日	
15		7月19日	
16		7月18日	
17		7月17日	
18		7月16日	
19		7月15日	
20		7月14日	
21	3週間前	7月13日	
22		7月12日	<3週間前までの期間での選択肢と対応の具体> ①開催県内で代替会場を探す ・大会日程、競技日程の再検討 ・会場借用料等の予算的な相談、確認 ・宿舍変更の可能性確認。移動の問題確認。 ※上記全て開催県実行委員会での対応 →変更事項を東北中体連事務局へ → 各県中体連へ →各県専門委員長へ → 各県内参加校へ ②他県への会場変更の打診 ・あらかじめブロック長からヒアリング(代替地・会場)した情報を元に当該県の理事長に相談。 ・他県へ移しての大会実施について、本来の開催県教委と取扱を確認。→この段階で×となる可能性有 ・代替会場の借用や日程調整は、当該県中体連で行う。 ③大会中止 ・競技別掲への移行
23		7月11日	
24		7月10日	
25		7月9日	
26		7月8日	
27		7月7日	
28	4週間前	7月6日	
29		7月5日	
30		7月4日	
31		7月3日	
32		7月2日	
33		7月1日	
34		6月30日	
35	5週間前	6月29日	

※代替地での実施に関し、東北大会主会期に収まらない範囲での日程調整も許容される範囲で認める。
 ※代替地には、可能な範囲内の協力を要請する。(主に人員、用具関係)
 ※会場変更が難しい競技は、開催基準に沿って対応し、実施の可否判断を速やかに行う。

東北・全国中学校体育大会参加者の宿泊について

東北中学校体育連盟事務局

東北中学校体育連盟では、東北大会出場者の宿泊につきましては、下記の理由で、必ず指定業者を通して申し込むことをお願いしており、全国大会においても同様の対応を進めながら、開催県実行委員会が参加者の所在を掌握し、参加者全員が安全に大会に臨めるようお願いしています。

記

- 1 大会期間中、緊急に全参加者と連絡を取らなければならないこと（感染症、地震・台風等の自然災害など）が想定される。そのため、参加者の所在を実行委員会が把握していることと、迅速確実に連絡が取れる体制を関係する宿泊先と組まなければならない状況となっている。
- 2 大会期間中の緊急事態の発生の際に、宿泊業者に対応をお願いする時など、個人ではなかなか対応が進まないケースもあり、対処法に通じている指定業者が入ることで、適切に処理できるようにする。
- 3 大会が宿泊容量の大きい市町村でばかり開かれるとは限らず、一部の学校が事前に宿泊予約をすることで、大会近隣に宿を確保できない学校（チーム）が出るなど、競技の進行に支障が出るケースが現実には起きている。そのため大会本部では、事前に参加人数を検討し、部屋数を押さえてもらうようお願いするなどして、参加者の宿を確保している。
- 4 東北・全国大会は教育委員会主催行事となっている。指定業者を入れることで宿泊料金は若干高くなるが、その分、統一的な料金設定が可能になり、安い宿に早く予約した学校（チーム）と遅くなって高い宿に予約せざるを得ない学校（チーム）が出るという弊害を防げる。また、地域によっては、大会宿泊要項に基づいて市町村からの補助金の支給が、可能になる所もある。

上記の理由により、東北中学校体育連盟主催の東北大会では、大会要項及び参加申込書に「宿泊については、指定業者を通して行うこと」を明記し、参加校（チーム）の校長（代表責任者）確認印をお願いしている。全国大会についても同様の趣旨で、指定業者の利用を明記している。

改善の趣旨及び提案・要望の確認事項

東北中学校体育連盟

1 改善の趣旨

共通理解をし、許された範囲で大会運営が問題なく、よりよい発展を願うための改善である。

2 規模の拡大に関する事項・内容については、下記 3 改善の基本策を遵守の上、データ等を添えて提案・要望すること。

3 改善の基本策

(1) 提案事項と要望事項について

・提案事項 ①次年度、次次年度より実施したいもの

②競技の運営促進に関わること

③経費を伴わない「ルール」改正の実施

④安全対策等、急を要すること

⑤数年間要望し、受け入れが整ったもの

・要望事項 ①大会規模の拡大はしないという原則

②「大会規模の拡大」とは次を示す。

ア)大会期間 イ)出場チーム、選手数 ウ)試合数 エ)会場数

オ)試合運営の変更等により審判員数 カ)大会経費

③現行の大会運営・規模等の変更を希望する場合は、希望する理由、現行と比較できるデータ、予想される負担増加及び効果等の資料を提示すること。

④部会で検討した改善策であっても、次年度以降の開催県中体連が了承していないものは認めない。

◎一巡する途中での変更は原則行わない。但し、理事会及び役員会の賛成を得られた内容については変更を可とする。

それ以外は新しい巡（8巡目令和7年度～）に入る時の変更として検討していく。

標記の件について、関係する各会議において検討し、要望等をまとめる。最終締切日は夏季大会は9月東北理事会、冬季大会は2月1日とし、決定は最終の東北役員会とする。

第〇〇回 東北中学校〇〇〇大会

△△県実行委員会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 名 称 この会は、令和〇年度東北中学校体育大会第〇〇回東北中学校〇〇大会△△県実行委員会（以下「本会」）という。
- 第 2 条 目 的 本会は、令和〇年度に△△県において開催される東北中学校体育大会第〇〇回東北中学校〇〇大会（以下「大会」という）の実施に関し、必要な準備ならびに大会の総括的企画・運営にあたることを目的とする。
- 第 3 条 事 業 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 大会までに必要な準備・総括的企画運営に関すること。
 - (2) 東北中学校体育連盟・関係競技団体・その他関係機関および団体との連絡調整に関すること。
 - (3) 大会の準備および運営に必要な財務計画に関すること。
 - (4) 大会参加者の宿泊および輸送に関すること。
 - (5) 大会のための施設設備の確保および整備に関すること。
 - (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組 織

- 第 4 条 委 員
1. 本会の委員は、次に掲げるもののうちから実行委員会会長が委嘱する。
 - (1) △△県中学校体育連盟〇〇専門部会役員および専門委員
 - (2) 大会の準備・運営に関する機関または団体に属するもの
 - (3) 学識経験者等
 2. 前項の委員は、その役職をもって充て、その役職員に異動があった場合はその後任者を委嘱する
- 第 5 条 役 員
1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 実行委員会会長 1 名 (2) 同副会長若干名 (3) 常任委員若干名 (4) 監事 2 名
 2. 本会に、前項の役員のほか、顧問および参与を置くことができる。
- 第 6 条 役員の委 嘱
1. 実行委員会会長は△△県中学校体育連盟〇〇専門部会部会長をもって充てる。
 2. 実行委員会副会長・監事は、委員のうちから実行委員会会長が委嘱する。
 3. 常任委員及び実行委員は実行委員会会長が委嘱する。
- 第 7 条 役員の任 務
1. 実行委員会会長は、本会を代表し会務を統理する。
 2. 実行委員会副会長は、実行委員会会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め実行委員会会長が指名した実行委員会副会長がその職務を代行する。
 3. 常任委員は、第 12 条に定める事項を審議する。
 4. 監事は、本会の会計を監査する。
- 第 8 条 任 期 常任委員および役員の任期は、本会の目的事業を達成する日までとする。

- 第9条 顧問及び参与
1. 顧問は、重要な会務の諮問に応ずる。
 2. 参与は、重要な会務に参与する。
 3. 顧問及び参与の任期については、前条の規定を準用する。

第 3 章 会 議

- 第10条 会議
- 本会に次の会議をおく。
- (1) 実行委員会総会
 - (2) 常任委員会

- 第11条 総会
1. 総会は実行委員会会長、実行委員会副会長、実行委員をもって構成する。
 2. 総会は実行委員会会長が召集し、次の事項を審議し決議する。
 - (1) 大会の開催及び運営の基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。
 3. 総会の議長は、実行委員会副会長がこれにあたる。
 4. 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 第12条 常任委員
1. 常任委員会は実行委員会会長、常任委員（実行委員部署長）をもって構成する
 - (1) 総会から委任された事項
 - (2) その他実行委員会会長が必要と認める事項
 2. 前項2号の規定により決議したときは、これを総会において報告し、その承認を得なければならない。
 3. 前条3項、4項の規定は、常任委員の会議について準用する。

- 第13条 事務局会および部署専門委員会
1. 本会に、専門事項を審議するため、必要に応じて事務局会および部署専門委員会を置くことができる。
 2. 同会は、会長が委嘱する事務局委員および部署実行委員をもって構成する。
 3. 同会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- 第14条 専決処分
1. 実行委員会会長は緊急を要する事項についてこれを専決することができる。
 2. 実行委員会会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを総会において報告し、その承認を得なければならない。

第 4 章 事 務 局

- 第15条 事務局
1. 本会の事務を処理するため、事務局を◇◇◇立〇〇中学校内に置く。
 2. 事務局に関して必要な事項は実行委員会会長が別に定める。

第 5 章 会 計

- 第16条 経費
- 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもってあてる。

- 第17条 会計年度
1. 本会の会計は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。
 2. 本会の会計に関する事項は、実行委員会会長が定める。

第 6 章 準備委員会

- 第 18 条 1. 第 3 条の目的を達成するために、準備委員会を設けるものとする。
 2. 前項の準備委員会の会則は、本会の会則に準じて準備委員会が定める。

第 19 条 準備委員会は、その運営上の事項について本会与緊密な連絡をとるものとする。

第 7 章 補 則

- 第 20 条 附 則 この会則に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。
 この会則は、令和〇年 4 月 1 日から施行する。
 ただし本会の発足までは、△△県中学校体育連盟〇〇競技専門部会および関係
 機関団体の関係者が協力し、準備にあたるものとする。

<実行委員会組織>

- 1 実行委員会会長 …△△県中学校体育連盟競技専門部会 部会長
- 2 実行委員会副会長…△△県中学校体育連盟競技専門部会 副部会長
 …△△県競技団体 役 員
- 3 実行委員長 …△△県中学校体育連盟競技専門部会 委員長
- 4 実行副委員長 …△△県中学校体育連盟競技専門部会 副委員長
- 5 実行委員
 - (1) 事務局長 …△△県中学校体育連盟競技専門部会から 1 名選出
 - (2) 事務局次長 …△△県中学校体育連盟競技専門部会から 1 名選出
 - (3) 総務部 …△△県中学校体育連盟競技専門部会 部長 1 名, 副部長 1 名, 専門委員
 - (4) 競技部 …△△県中学校体育連盟競技専門部会 部長 1 名, 副部長 1 名, 専門委員
 - (5) 式典部 …△△県中学校体育連盟競技専門部会 部長 1 名, 副部長 1 名, 専門委員
 - (6) 記録広報部 …△△県中学校体育連盟競技専門部会 部長 1 名, 副部長 1 名, 専門委員
 - (7) その他必要に応じた組織 部署

東北中学校体育大会 写真事業者の選手撮影許可要項

東北中学校体育連盟

1 目的

東北中学校体育大会の写真撮影（含ビデオ撮影）については以下の理由により本連盟に協賛している写真事業者に限って撮影を許可するものとする。

- (1) 「個人情報・肖像権」保護の立場から、大会主催者として身元の確かな写真事業者（事業実績、撮影方法、販売方法等）を選択し、写真撮影を許可する必要がある。
- (2) 大会会場で当日撮影許可を取ろうとする事業者と大会運営する本部で混乱が生じている。
- (3) 多数の写真事業者が撮影している中で、マナーの悪い写真事業者がいて大会運営に支障をきたしたり、大会の印象を悪くしたりしている。
- (4) 大会生徒への写真販売にあたっての苦情（自分の写真が他者に広まっている等）が発生している中で、責任をもって依頼できる事業者を選択する。
- (5) 盗撮を防止する。

2 対象

- (1) 写真（映像）販売を行う事業者
- (2) 卒業アルバムは除く 但し、下記手続きの内（4）を必ず行うこと。
- (3) 保護者は除く 但し、撮影方法等は抽選会で確認し各学校へ連絡周知する。

3 写真撮影事業の手順

- (1) 写真販売を行う事業者については、東北中学校体育大会開催県中学校体育連盟事務局へ大会2週間前までに協賛申請を提出する。（4参照）
- (2) 開催県中体連事務局は撮影許可を出す事業者と大会事務局に対して撮影許可証を1週間前までにFAXで送る。
- (3) 写真事業者は大会前に大会事務局と連絡を取り、会場での撮影方法等の打合せを行う。
- (4) 写真事業者は大会当日、大会本部に出向き撮影に関しての最終打合せを行う。写真販売事業者は撮影許可証を提示する。
- (5) 写真事業者は撮影証を受け取り着用して事業に従事する。
- (6) 写真事業者は事業終了後の連絡、販売方法等について大会事務局と確認をとる。

4 申請書類

- (1) 申請書…東北中学校体育大会開催県中学校体育連盟から受け取る。
- (2) 添付書類
ア 会社概要 イ 個人情報保護方針 ウ 撮影計画（方法・人員等） エ 販売方法

【写真事業者の義務】

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 利用目的の特定 | (2) 安全管理に関する措置 |
| (3) 従業員・委託先の管理監督 | (4) 第三者への提供制限 |
| (5) 本人からの開示要求への対応 | (6) 苦情処理 |

5 大会協賛

- (1) 大会協賛は大会の目的を理解し、大会運営への協力を実行することをいう。
- (2) 大会協賛金額は、1競技、1口10,000円とし、2口以上とする。協賛金については、開催県中学校体育連盟事務局へ納付すること。

6 その他

- (1) インターネットを利用しての写真販売はID・パスワードを設定した上で、大会参加者に限った販売の場合のみ認める。
- (2) ID等の記載チラシの配付は事業者の責任とするが、事前（大会1週間前まで）の申し出があれば参加チーム受付の際に実行委員会から配付することも可能とする。
但し、実行委員会からの配付を希望する場合は協賛額を1競技3口以上とする。
- (3) 映像販売を行う場合は、不当なチームスカウティングを防止する観点から、商品の納期を9月1日以降とする。

東北中学校体育連盟 事務局

〒981-3109

仙台市泉区鶴が丘2-1-1

仙台市立鶴が丘中学校内

TEL 022-725-4207 FAX 022-725-4208

令和 年 月 日

東北中学校体育大会 開催県中体連会長 様

申請者 住 所

会社名

責任者氏名

印

Tel

Fax

令和 年度 東北中学校体育大会
写真撮影許可申請書

東北中学校体育連盟主催の東北中学校体育大会に協賛する 〃 は 東北
中学校体育大会の参加生徒の写真撮影をいたしたく、写真撮影許可について申請いたします。

記

1 日 時 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 競技種目・会場・撮影日程・撮影者人数・チラシ配付希望の有無

競技種目	大会会場	撮影月日・日程	撮影者 人数	チラシ 配付希望
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無

※チラシ配付希望について○をつけてください

3 添付書類

ア 会社概要

イ 個人情報保護方針

ウ 販売方法

撮 影 許 可 証

令和 年 月 日

様

東北中学校体育大会

開催県中体連 会長

印

貴社へ東北中学校体育大会の生徒写真撮影を許可します。

但し撮影・販売にあたって、東北中学校体育連盟写真撮影許可要項に従わないことや、個人情報の保護に関する法律の違反、個人のプライバシーの侵害等発覚した場合は許可を取り消し、その責任はすべて貴社がとるものとします。また、大会運営等に支障を来す場合も許可を取り消します。

東北中学校体育連盟 共催及び後援名義取扱規程

(趣旨)

この規定は、東北中学校体育連盟(以下「東北中体連」という。)が東北中体連以外のものが行う体育・スポーツ関係の行事を共同主催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

1 「共催」… 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること。

別：事業について奨励の意を表することができるものであり、かつ、主催の一員として当該事業の企画又は運営に原則として参加し、責任の一部を分担するものをいう。

2 「後援」… 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

別：事業の企画又は運営に直接参加はしないが、当該事業の趣旨に賛同し、事業について奨励の意を表することができるものであり、事業の開催について援助するものをいう。

(共催等の名義)

共催及び後援(以下「共催等」という。)について使用を承認する名義は「東北中学校体育連盟」とする。

(承認の基準)

東北中体連会長は、行事の主催者から共催等の申請があったときは、次の各号に掲げる基準により審査の上、これを承認するものとする。

(1) 主催者の基準

- ① 国又は地方公共団体
- ② 学校及び学校の連合体
- ③ 公益法人及びこれに準ずる団体(ただし宗教団体を除く。)
- ④ その他の団体等で主催者の存在、基礎が明確であり事業遂行能力が十分であると判断されるもの

(2) 事業内容の基準

- ① 教育、学術、文化又はスポーツの向上、普及に寄与するもので、公益性のある事業であること。
※また、東北中体連に加盟する県中体連に競技専門部が1つ以上あること。
- ② 当該事業の規模が広範囲にわたるものであることとし、1県市郡程度の限られた範囲のものでないこと。
- ③ 当該行事の開催場所は、保健衛生及び災害防止について必要な措置が講じられていること。

(3) 前項の規定にかかわらず次の各号に該当すると認められる行事については承認しないものとする。

- ① 営利を目的とするもの
- ② 政治的目的を有するもの
- ③ 宗教的目的を有するもの

- 1 特定の思想、政治又は宗教上の活動に関連するもの
- 2 営利目的とし又は営利に関するもの
- 3 教育の中立性を損なうもの、本連盟の名誉毀損若しくは信用失墜の恐れのあるもの
- 4 公共性の乏しいもの
- 5 公序良俗に反するもの

(申請の手続)

共催等の承認を受けようとするものは、共催等承認申請書(様式第1号)を原則として開催期日1ヶ月前までに会長に提出しなければならない。

(添付書類)

前条に規定する申請書には、次の書類を添付させるものとする。

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書(共催の場合、後援の場合でも入場料等を徴収する事業である場合)
- ③ 役員その他主な事業関係者の身分を明らかにする書類(規則・会則等)
- ④ 前回開催のパンフレット等
- ⑤ その他必要書類

(通知)

会長は前項の申請書を受理したときは、速やかに承認するか否かを様式第2号により文書で通知するものとする。

(承認の条件)

承認に際しては、必要により次に掲げる条件を付すものとする。

- ① 申請当時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- ② 事業終了後は、直ちにその結果につき報告書(様式第3号)を提出すること。
- ③ 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
- ④ 後援の承認を行うに際しては、原則として事業経費の負担支出を伴わないこと。

(附則)

本規程は、平成20年5月31日より施行する。

平成27年 5月21日 一部改正

様式第 1 号

共催(後援)申請書

年 月 日

東北中学校体育連盟会長 殿

申請者 住所
氏名

下記の行事の共催・後援を承認されるよう申請します。

記

- 1 事業の名称
 - 2 開催期日
 - 3 開催場所
 - 4 行事開催の趣旨
 - 5 その他関係資料(別添)
-

様式第 2 号

第 号
年 月 日

申請者 殿

東北中学校体育連盟会長 印

東北中学校体育連盟共催(後援)名義の使用について(通知)

年 月 日付け(第 号)で申請のありましたこのことについては,下記により承認(不承認と)します。

記

(承認の場合)

- 1 共催(後援)の対象事業名
- 2 共催(後援)の期間
- 3 承認の条件

(不承認の場合)

- 1 不承認の理由

様式第3号

年 月 日

東北中学校体育連盟会長 殿

申請者 住所
氏名

事業報告書

年 月 日付け 第 号で共催・後援の承認を受けた事業が終了したので下記(別紙)のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 開催期日
- 3 開催場所
- 4 事業の概要

東北中学校体育大会 加盟基準

【 新規加盟の基準 】

東北中学校体育大会の新競技の新加盟については、下記事項に照らして東北中学校体育連盟で慎重審議し、東北中学校体育連盟の役員会にて決定する。

1. 東北中学校体育大会の基本的性格(1)～(6)に適合すると認められる競技。
 - (1) 東北中学校体育大会は、東北の中学校生徒を基盤とした学校教育活動である。
 - (2) 東北中学校体育大会は、学校における保健体育科の授業を出発点とし、部活動、校内競技会を基盤におき、地域の大会、県大会を経て選抜された学校代表が参加する体育大会である。
 - (3) 東北中学校体育大会は、中学校生徒の現在及び将来の生活をより豊かにする身体の技能と体力づくりをめざした体育大会である。
 - (4) 東北中学校体育大会は東北の中学校生徒の心身の発達を考慮し、学習との調和を図って行う体育大会である。
 - (5) 東北中学校体育大会は、中学校生徒の体力・スポーツ技能の発達段階に応じて選抜された学校代表による体育大会である。
 - (6) 東北中学校体育大会は、東北各県間、学校間、生徒相互の親睦と交流を図り、友情を深めるとともに、ルールやマナーを守り、スポーツ精神を育てる体育大会である。
2. 東北中学校体育大会開催基準にそって大会運営をする競技
 - (1) 競技運営に関する基本的事項の決定は東北中学校体育連盟と東北を統括する競技団体との合意によって行われる。
 - (2) 大会運営は東北中学校体育連盟、東北関係競技団体、開催県教育委員会、開催市町村教育委員会の4者によって行われる。
 - (3) 運営にあたっては、開催県・市町村教育委員会の指導・助言を受ける。
 - (4) 運営にあたっては、自主通知文（平成13年3月）「児童生徒の運動競技について」による。
3. 東北の競技部会を開催するために必要な各県の競技専門部が組織されている競技
4. 東北6県の各中学校体育連盟の中、4県以上で県中学校体育連盟主催の県大会が実施されている競技
5. 東北を統括する競技団体の同意が得られている競技
6. 東北規模の大会がすでに開催されており、その開催に必要な組織や実績が認められる競技
7. 東北大会を開催するために必要な経費が確保されている競技

【 加盟申請、準加盟と正式加盟 】

1. 加盟申請については、各県中学校体育連盟及び開催競技団体による。
開催競技団体からの申し出等については、各県中学校体育連盟との連携を図る。（申請書類については、様式1・4県以上の中学校体育連盟会長連名、様式2・競技団体会長名とする。）
2. 準加盟期間を設ける。
 - (1) 準加盟期間中3年間の開催地の決定については、東北中学校体育連盟・開催候補地中学校体育連盟及び開催地教育委員会と協議の上、役員会で決定する。
 - (2) 但し、準加盟期間3年間、東北中学校体育連盟においては、東北中学校体育連盟からの大会負担金は支給しない。
3. 準加盟が認められた競技については、3年間の準加盟期間を経た後、再度、東北中学校体育連盟役員会で実績等を審議し、正式加盟の可否を決定通知する。

【 その他 】

1. 上記事項の各条件を満たせなくなった競技については、役員会において存続の可否について審議し決定する。
2. 本基準は平成22年4月1日から施行する。

様式 1

令和 年 月 日

東北中学校体育連盟

会 長

様

県中学校体育連盟

4 県以上の中体連会長 印（連名）

東北中学校体育大会 夏季競技加盟申請書

- 1 申請県中体連名
- 2 競技部名
- 3 組織
代表者名（所属中体連名）
加盟県名及び担当者役職・氏名
- 4 競技団体との連携及び同意等の意見
- 5 現在の活動状況（大会開催等）
- 6 申請事由（詳細に）

様式 2

令和 年 月 日

東北中学校体育連盟

会 長

様

競技団体名

会 長

印

東北中学校体育大会 夏季競技加盟申請書

- 1 申請競技団体名及び担当者名
- 2 中学校体育連盟との連携及び同意等に関する意見
- 3 現在の大会開催状況（運営状況等含む）
- 4 申請事由（詳細に）
- 5 東北中学校体育連盟全国中学校体育大会開催に関する要望・意見

【東北中学校体育連盟 認定大会制度】

＜認定大会制度の趣旨＞

東北中学校体育連盟（以下、東北中体連という。）主催大会実施競技（種目）以外の競技（種目）に親しむ中学生の全国中学校体育大会への出場機会を担保することを趣旨とする。

1 認定大会

- ・申請団体が主催する東北規模の大会（1大会に限る）を、上位大会への予選大会と位置づけることが認められた大会。
- ・東北中体連の後援大会。（主催・共催ではない）

2 認定大会承認条件

- ①中体連主催の全国大会が開催されている競技（種目）であること。
- ②申請団体が中体連の理念・目的を十分理解していること。
- ③申請団体主催の東北規模の大会を継続的に開催している実績を有すること。
- ④申請団体の規模は「東北」を単位とした規模の団体であること。例）東北△△協会（連盟）
- ⑤申請団体組織内に東北中体連担当を配置できること。
- ⑥申請団体主催大会内でのトラブル等への対応は全て申請団体で行うこと。
- ⑦当該大会における予算について、東北中体連からの予算措置を受けずに実施できること。

＜補足＞

※承認された場合であっても当該大会競技（種目）の東北中体連組織内への競技専門部設置を認めるものではない。

※申請は「東北中体連への加盟を目指していない競技（団体）」もしくは「東北中体連への加盟が実質的に困難な競技（団体）」であることを前提とする。

※承認された場合、申請団体が主催する中学生を対象としたその他の大会（複数可）を東北中体連が後援する。

3 認定期間

- ・認定期間を「3年間」とする。
- ・再度認定を希望する場合は認定期間が終了する年度に申請を行い、審査を受けること。

4 参加校（者）が留意すべき事項

- ・全国中学校体育大会への出場については、一人1種目の原則を遵守すること。

5 申請団体が特に留意すべき事項

- ・当該大会は東北中体連主催大会とはならないため、さまざまな制限があること。
→学校外の活動として行っている場合（学校の部活動として行っていない場合）、原則部活動と同じ扱いにはならないこと。（学校としての経費負担、大会引率、役員派遣等）

6 申請及び審査（提出期限） ※様式等別紙参照

- ①申請様式（様式1）による手続き（毎年8月10日 提出期限） ※夏季・冬季種目共通
- ②東北中体連理事会にて第一次審査（9月）
- ③東北中体連役員会にて最終審査（10月） →結果を申請団体へ通知。
→承認の場合、以降東北各県への周知を行う。
- ④承認次年度より、認定大会として実施。

令和4年 5月 施行

認定大会申請に係る提出書類

認定大会申請については以下のものを期日までに東北中学校体育連盟事務局まで送付すること。連絡先は下記を参照のこと。

- 1 大会要項
 - ・申請年度の要項, 申請前年度の要項 2年分（2大会分）の要項
- 2 大会予算書（決算書）
 - ・申請年度の予算書（決算書）, 申請前年度の決算書
2年分（2大会分）の予算書（決算書）
- 3 申請書（様式1）
 - ・東北中体連会長宛の申請書
- 4 申請書（様式2）
 - ・申請団体についての申請書
- 5 申請団体規約
- 6 返信用封筒
 - ・結果通知の連絡先を記入の上, 切手を貼った状態で同封のこと。

※提出いただいた資料につきましては, 認定の可否を問わず返却いたしません。ご了承ください。

<提出期日> 毎年8月10日

<連絡先・提出先>

東北中学校体育連盟 事務局

〒981-3109

宮城県仙台市泉区鶴が丘2-1-1

TEL: 022-725-4207

E-mail: mctr-j4560@ac.auone-net.jp

(様式1)

令和 年 月 日

東北中学校体育連盟 会長 様

申請団体名： _____

代表者名 ： _____ 印

東北中学校体育連盟 認定大会に係る申請について

下記大会を貴連盟認定大会としてお認めいただきますよう関係書類とともに申請いたします。

正式大会名「 _____ 」

※「第〇回」は記載しないでください

<関係書類>

- 1 大会要項
- 2 大会予算書（決算書）
- 3 申請書（様式1）
- 4 申請書（様式2）
- 5 申請団体規約

(様式2) 申請団体に係る内容

令和 年 月 日

東北中学校体育連盟 御中

記載者名

以下の内容で申請いたします。

1 <申請団体> ※申請年度の内容を記載してください

団 体 名	
住 所	〒
(ふりかな) 代表者氏名	
電話番号	

2 <大会実績> ※過去3年間での開催実績について記入してください (共催含む・複数回答可)

<u>中学生を対象とした</u> 主催大会名 ※主なもの	
<u>中学生以外を対象とした</u> 主催大会 ※主なもの	

3 <東北担当者> ※東北ブロックの担当者(東北中体連担当者)について回答してください

(ふりかな) 担当者氏名		所 属 先 ※学校名等	
住 所	〒	電話番号	
E-mail			

4 <各県担当者> ※東北各県の担当者(県中体連担当者)について回答してください

県 名	担当者氏名	所属先 ※学校名等	電話番号
青森県			
岩手県			
宮城県			
秋田県			
山形県			
福島県			



☆ 東北中体連 ☆

東北の「と」の文字に中体連のローマ字の頭文字「C」を絡ませて、躍動する中学生を象徴したものである。マーク●の部分は人の頭を意味しているが、同時に東北の中学生の「和」を、そしてCの部分はルールを守る厳しさと、安定感と、躍進を表した。

旗のブルーは、澄んだ晴天の中で、キリッとした中学生がスポーツする姿を表したものである。

【制定】昭和45年8月

【創案者】 仙台市立東華中学校 教諭

宮城県中学校体育連盟 理事（当時） 鈴木 良夫 先生